明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（**内閣官房**三）　四

○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（**同**四）　四

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四八）　六

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**四九）　一四

○食品表示基準の一部を改正する内閣府令（**同**五〇）　一五

○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**五一）　一六

〔府令・省令〕

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　一七

○国立研究開発法人情報通信研究機構が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・文部科学・農林水産・国土交通**一）　一九

○特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・環境**一）　一九

〔省　令〕

○経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令（**総務**三九）　二〇

○国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部を改正する省令（**同**四〇）　二六

○経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令（**総務・経済産業**一）　二六

○更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令（**法務**二七）　二六

○アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令（**外務**一〇）　三〇

○税関職員服制の一部を改正する省令（**財務**三三）　三六

○財務省組織規則の一部を改正する省令（**同**三四）　四六

○株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令（**同**三五）　五一

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（**財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　五三

○資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**四）　五五

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通・環境**一）　五五

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　五八

○特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**二五）　六〇

○立入検査等の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための農林水産省・環境省関係省令の一部を改正する省令（**農林水産・環境**二）　六〇

○揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**二九）　六五

○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三〇）　六五

○発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**同**三一）　六六

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通・環境**三）　六七

○立入検査の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令（**経済産業・環境**六）　六九

○経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**七）　七三

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四八）　七四

○港湾法施行規則の一部を改正する省令（**同**四九）　七五

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令（**同**五〇）　七六

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令（**同**五一）　一〇〇

○国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**同**五二）　一〇七

○水道法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通・環境**三）　一〇九

○自然公園法施行規則の一部を改正する省令（**環境**一六）　一一五

○環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（**同**一七）　一一〇〇

○環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**一八）　一一〇六

〔**規　則**〕

○人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一―四―三〇）　一一〇六

○人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（**同**九―二―七三）　一一〇七

○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（**同**九―六―九二）　一一〇七

○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一七―一七〇）　一一〇八

○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―三〇―一〇九）　一一〇九

○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一二三―四三）　一一一三

〔**告　示**〕

○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（**内閣府**三三）　一一一三

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**三）　一一一四

○令和六年度地方債同意等基準（**総務**一三四）　一一一七

○令和六年度地方債計画（**同**一三五）　一一一四

○令和六年度地方債充当率（**同**一三六）　一一一六

○政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務を除く。）一部を改正する告示（**同**一三七）　一一一六

○特定通信・放送開発事業の実施に関する指針等を廃止する件（**同**一三八）　一一一七

○租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（**同**一三九）　一一一八

○通信・放送開発金融関連業務に係る政府出資等に関する告示等を廃止する告示（**総務・財務**一）　一一一九

○奄美群島振興開発特別措置法施行令の規定により事業を指定する告示の一部を改正する件（**総務・農林水産・国土交通**一）　一一一九

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**一一四）　一一二一

○アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航に関する省令の交付要件等を定める件の一部を改正する件（**同**一一五）　一一二三

○独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（**財務**九五）　一一二四

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（**同**九六）　一一二五

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**同**九七）　一一二五

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　一一二八

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（**財務・経済産業**五）　一一二九

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第二十八条第一項第一号に基づく登録施設利用促進機関を登録した件（**文部科学**五七）　一一三一

○健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件（**厚生労働**一八四）　一一三一

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同**一八五）　一一三三

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同**一八六）　一一三四

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（**厚生労働・経済産業・環境**三）　一一三四

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、農業に従事することを不可能にさせる故障を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六九）　一一三五

○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件の一部を改正する件（**同**七〇〇）　一一三五

○租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**七〇一）　一一三五

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件（同七〇二）　一四五
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業七三）　一四六
○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第三条の六第二項において準用する同令第三条の四第一項の規定に基づき、指定資格講習機関の指定を更新した件（同七四）　一四九
○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第八条の三において準用する同令第三条の六第二項において準用する同令第三条の四第一項の規定に基づき、指定認定講習機関の指定を更新した件（同七五）　一五〇
○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第十条の二において準用する同令第三条の六第二項において準用する同令第三条の四第一項の規定に基づき、指定再講習機関の指定を更新した件（同七六）　一五一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示（同七七）　一五二
○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（国土交通三三七）　一五六
○国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（同三三八）　一六八
○軌道法の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める告示の一部を改正する告示（同三三九）　一六九
○河川法の規定により指定区間を変更する件（同三四〇）　一七〇
○洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件の一部を改正する告示（同三四一）　一七三
○船員職業安定法に規定する官吏の身分を示す証票の様式の一部を改正する告示（同三四二）　一七四
○標準運送約款の一部を改正する告示（同三四三）　一七五
○港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（同三四四）　一七五
○道路法施行令第三十四条の二の三第一項第一号及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（同三四五）　一七六
○空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示（同三四六）　一七六
○旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を改正する告示（同三四七）　一七七
○一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示（同三四八）　一七九
○自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示の一部を改正する告示（同三四九）　一七九
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（同三五〇）　一八〇
○港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号等の一部を改正する告示（海上保安庁二一）　一八五
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和六年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから東北地方環境事務所長に委任する件（環境三六）　一八八
○都市計画に関する件（関東地方整備局一六五）　一八九
○道路に関する件（同一六六）　一八九
○新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（北陸地方整備局二九）　一九〇
○都市計画に関する件（同三〇、三一）　一九〇
○建築基準法の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を改正する件（中部地方整備局四七）　一九一
○道路に関する件（同四八、四九）　一九一
○道路に関する件（近畿地方整備局五六～五八）　一九二
○道路に関する件（四国地方整備局二六）　一九二
○白川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（九州地方整備局五三）　一九三
○道路に関する件（同五四、五五）　一九三
○長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（同五六）　一九三
○長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（同五七）　一九四
○一級河川石狩川水系新桂沢ダムにおける河川区域指定に関する件（北海道開発局二九）　一九六
○道路に関する件（同三〇、三一）　一九六

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一二）　一九六
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一九六
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一九六

国家試験

令和六年度司法書士試験に関する公告（法務省）　一九六
令和六年度検察官特別考試の施行（同）　一九九
令和六年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について（国土交通省）　一九九
令和六年二級建築基準適合判定資格者検定の施行について（同）　二〇〇
令和六年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について（環境省）　二〇〇

内閣官房令

○内閣官房令第三号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	４　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　内閣官房副長官補の掌理する事務のうち、令和六年能登半島地震により被害を受けた地域の復旧及び復興の支援に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整について、内閣官房副長官補を補佐するもの	［号を加える。］
［５～７　略］	［５～７　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

○内閣官房令第四号

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十五条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第11の4（第21条関係）（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

1. 氏名		2. 受給資格証番号	
3. 住所	〒		
4. 就職先の事業所	名称		事業所番号　－　－
	所在地	〒　（電話番号　）	
5. 一週間の所定労働時間	時間　分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万　千円

事業主の証明

7. 雇用期間中の賃金支払状況

①賃金支払対象期間	②①の基礎日数	③賃金額 Ⓐ	③賃金額 Ⓑ	③賃金額 計	④備考
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
就職年月日～月　日					

8. 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。

令和　年　月　日　事業主氏名（法人のときは名称及び代表者氏名）

9. 失業者の退職手当支給規則第21条の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

公共職業安定所長　殿　申請者氏名

備考	

所長		次長		課長		係長		係	

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第11の3（第21条関係）（表面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

①申請者	氏名		住所	〒　（電話　）
②就職先の事業所（開始した事業）	名称		事業所番号	
	所在地	（電話　）		
	事業の種類			
③雇入年月日（事業開始年月日）	令和　年　月　日	④採用内定年月日	令和　年　月　日	
⑤職種		⑥一週間の所定労働時間	時間　分	
⑦賃金月額	万　千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり →令和　年　月　日まで（　年　カ月） 契約更新条項（イ 有　ロ 無） 1年を超えて雇用する見込み（イ 有　ロ 無）	

事業主の証明

⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

令和　年　月　日　事業主氏名（法人のときは名称及び代表者氏名）

⑩③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

申請者氏名

公共職業安定所長　殿

※処理欄			
所定給付日数	日	備考	
支給残日数	日		
支給金額	円		
支給決定年月日	令和　年　月　日		

所長		次長		課長		係長		係		操作者	

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

改正前

別記様式第11の4（第21条関係）（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1. 氏名		2. 受給資格証番号	
3. 住所	〒		
4. 就職先の事業所	名称		事業所番号　－　－
	所在地	〒　（電話番号　）	
5. 一週間の所定労働時間	時間　分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万　千円

事業主の証明

7. 雇用期間中の賃金支払状況

①賃金支払対象期間	②①の基礎日数	③賃金額 Ⓐ	③賃金額 Ⓑ	③賃金額 計	④備考
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
月　日～月　日					
就職年月日～月　日					

8. 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。

令和　年　月　日　事業主氏名（法人のときは名称及び代表者氏名）　印

9. 失業者の退職手当支給規則第21条の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

公共職業安定所長　殿　申請者氏名

備考	

所長		次長		課長		係長		係	

別記様式第11の3（第21条関係）（表面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名		住所	〒　（電話　）
②就職先の事業所（開始した事業）	名称		事業所番号	
	所在地	（電話　）		
	事業の種類			
③雇入年月日（事業開始年月日）	令和　年　月　日	④採用内定年月日	令和　年　月　日	
⑤職種		⑥一週間の所定労働時間	時間　分	
⑦賃金月額	万　千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり →令和　年　月　日まで（　年　カ月） 契約更新条項（イ 有　ロ 無） 1年を超えて雇用する見込み（イ 有　ロ 無）	

事業主の証明

⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

令和　年　月　日　事業主氏名（法人のときは名称及び代表者氏名）　印

⑩③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

申請者氏名

公共職業安定所長　殿

※処理欄			
所定給付日数	日	備考	
支給残日数	日		
支給金額	円		
支給決定年月日	令和　年　月　日		

所長		次長		課長		係長		係		操作者	

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの内閣官房令による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この内閣官房令による改正後の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

3　この内閣官房令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第12（第21条関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

①申請者	氏名		住所	〒 （電話　　）
事業主の証明 ②就職先の事業所	名称		事業所番号	
	所在地	（電話　　）		
	事業の種類			
③雇入年月日	令和　年　月　日	④採用内定年月日	令和　年　月　日	
⑤職種		⑥一週間の所定労働時間	時間　分	
⑦賃金月額	万　千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり →令和　年　月　日まで（　年　カ月） 契約更新条項（イ 有 ロ 無） 1年以上雇用する見込み（イ 有 ロ 無）	
⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和　年　月　日 事業主氏名 （法人のときは名称及び代表者氏名）				
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			

失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

申請者氏名

公共職業安定所長　殿

備考												
※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	令和　年　月　日								
	所長		次長		課長		係長		係		操作者	

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第12（第21条関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名		住所	〒 （電話　　）
事業主の証明 ②就職先の事業所	名称		事業所番号	
	所在地	（電話　　）		
	事業の種類			
③雇入年月日	令和　年　月　日	④採用内定年月日	令和　年　月　日	
⑤職種		⑥一週間の所定労働時間	時間　分	
⑦賃金月額	万　千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり →令和　年　月　日まで（　年　カ月） 契約更新条項（イ 有 ロ 無） 1年以上雇用する見込み（イ 有 ロ 無）	
⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和　年　月　日 事業主氏名　印 （法人のときは名称及び代表者氏名）				
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			

失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

申請者氏名

公共職業安定所長　殿

備考												
※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	令和　年　月　日								
	所長		次長		課長		係長		係		操作者	

府　令

○内閣府令第四十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務調整官及び証券取引等監視官） **第九条**　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。 ［2・3　略］	（総務調整官及び証券取引等監視官） **第九条**　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官それぞれ一人を置く。 ［2・3　同上］

（企画調整官、総務調整官、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官、監査官、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官）

第十一条　開発建設部に、企画調整官、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、適正業務管理官、総括技術検査指導官、上下水道・低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官それぞれ一人を置く。

［2～7　略］

8　公園・まちづくり調整官は、命を受けて、建設産業に関する企画立案並びに都市計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園その他の都市の整備、開発及び保全並びに宅地、住宅及び建築に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

［9～13　略］

14　上下水道・低潮線保全官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。

一　低潮線保全区域（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第五項に規定する低潮線保全区域をいう。ただし、港湾内の低潮線保全区域を除く。以下同じ。）における低潮線の保全に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関すること。

二　水道及び下水道に関する事務で重要事項に関すること。

［15～17　略］

（財務部に置く課等）

第二十条　財務部に、次の六課並びに統括国有財産管理官一人、証券検査官六人以内、証券取引審査官一人及び証券取引特別調査官二十五人以内を置く。

財務課
理財課
検査課
金融監督第一課
金融監督第二課
管財総括課

（理財課の所掌事務）

第二十二条　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十四　略］

十五　株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に関すること（株式会社商工組合中央金庫については、金融監督第二課の所掌に属するものを除く。）。

［十六～四十　略］

（企画調整官、総務調整官、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官、監査官、適正業務管理官、総括技術検査指導官、低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官）

第十一条　開発建設部に、企画調整官、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、適正業務管理官、総括技術検査指導官、低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官それぞれ一人を置く。

［2～7　同上］

8　公園・まちづくり調整官は、命を受けて、建設産業に関する企画立案並びに都市計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園、下水道その他の都市の整備、開発及び保全並びに宅地、住宅及び建築に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

［9～13　同上］

14　低潮線保全官は、低潮線保全区域（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第五項に規定する低潮線保全区域をいう。ただし、港湾内の低潮線保全区域を除く。以下同じ。）における低潮線の保全に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務を整理する。

［号を加える。］

［15～17　同上］

（財務部に置く課等）

第二十条　財務部に、次の五課並びに統括国有財産管理官一人、証券検査官六人以内、証券取引審査官一人及び証券取引特別調査官二十五人以内を置く。

財務課
理財課
検査課
金融監督課
管財総括課

（理財課の所掌事務）

第二十二条　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十四　同上］

十五　株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に関すること（株式会社商工組合中央金庫については、金融監督課の所掌に属するものを除く。）。

［十六～四十　同上］

（検査課の所掌事務）

第二十三条　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　金融機関（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号イ、ハ、リ及びヌに掲げる者をいう。次条及び第二十四条の二において同じ。）並びに銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条において同じ。）の業務及び財産の検査

二　［略］

三　次に掲げる者の検査（タからウまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

イ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第二十四条の二において「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

［ロ～ウ　略］

（金融監督第一課の所掌事務）

第二十四条　金融監督第一課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　金融監督第一課及び金融監督第二課の所掌事務に関する調整に関すること。

二　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　金融機関（金融庁設置法第四条第一項第三号イ、リ及びヌに掲げる者に限る。）

ロ　［略］

［号の細分を削る。］

ハ　銀行代理業及び長期信用銀行代理業を行う者

ニ　電子決済等取扱業を行う者

ホ　電子決済等代行業を営む者

へ～チ　［略］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

（検査課の所掌事務）

第二十三条　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　金融機関（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号イ、ハ、リ及びヌに掲げる者をいう。次条において同じ。）並びに銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条において同じ。）の業務及び財産の検査

二　［同上］

三　次に掲げる者の検査（タからウまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

イ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（次条において「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

［ロ～ウ　同上］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［号を加える。］

二　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　金融機関

ロ　［同上］

ハ　株式会社商工組合中央金庫

ニ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ホ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

へ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ト～リ　［同上］

ヌ　金融商品取引業を行う者（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

ル　証券金融会社

ヲ　投資法人

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

リ　［略］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ヌ　［略］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ル・ヲ　［略］

［号を削る。］

三　［略］

（金融監督第二課の所掌事務）

第二十四条の二　金融監督第二課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　金融機関（前条第二号イに掲げる者を除く。）

ロ　株式会社商工組合中央金庫

ハ　信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ニ　信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ホ　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ヘ　金融商品取引業を行う者（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

ト　証券金融会社

チ　投資法人

リ　高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

ヌ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券取引等監視官及び理財課の所掌に属するものを除く。）

ル　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ワ　高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

カ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券取引等監視官及び理財課の所掌に属するものを除く。）

ヨ　［同上］

タ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

レ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

ソ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者

ツ　不動産特定共同事業を営む者

ネ　［同上］

ナ　前払式支払手段発行者

ラ　資金移動業を営む者

ム　電子決済手段等取引業を行う者

ウ　暗号資産交換業を行う者

ヰ・ノ　［同上］

二　電子記録債権の電子記録に関すること。

三　［同上］

［条を加える。］

ヲ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
ワ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者
カ　不動産特定共同事業を営む者
ヨ　前払式支払手段発行者
タ　資金移動業を営む者
レ　電子決済手段等取引業を行う者
ソ　暗号資産交換業を行う者
二　電子記録債権の電子記録に関すること。

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官）

第二十九条　理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。

［2～7　略］

8　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官）

第二十九条　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官一人及び主任投資調査官一人を置く。

［2～7　同上］

8　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項並びに造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

［9・10　略］

（調査官及び上席調査官）

第三十一条　金融監督第一課に、調査官二人以内及び上席調査官一人を置く。

［2・3　略］

（調査官及び上席調査官）

第三十一条の二　金融監督第二課に、調査官二人以内及び上席調査官一人を置く。

2　調査官は、命を受けて、第二十四条の二各号に掲げる事務を行う。

3　上席調査官は、命を受けて、前項に規定する事務を行い、及び調査官の行う事務を総括する。

（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）

第三十三条　財務部に、国有財産管理官七人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。

［2・3　略］

（総合農政推進官、主任農政推進専門官、食料安全保障専門官及び検査官）

第四十三条　農政課に、総合農政推進官一人、主任農政推進専門官一人、食料安全保障専門官一人及び検査官二人を置く。

［2・3　略］

4　食料安全保障専門官は、命を受けて、農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち農林水産部の所掌に係るものの総括に関する事務を行う。

5　［略］

（企画指導官、漁業監督指導官、上席漁業監督指導官及び安全操業調整官）

第五十条　林務水産課に、企画指導官一人、漁業監督指導官十一人、上席漁業監督指導官一人及び安全操業調整官一人を置く。

［2～4　略］

5　安全操業調整官は、命を受けて、我が国漁業者の安全な操業のために必要な事項についての連絡調整（漁業取締りの業務に使用する船舶により行うものに限る。）に関する事務を行う。

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十五課及び二室並びに技術検査官五人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港技術検査官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術課
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課
港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課

［9・10　同上］

（調査官及び上席調査官）

第三十一条　金融監督課に、調査官四人以内及び上席調査官二人以内を置く。

［2・3　同上］

［条を加える。］

（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）

第三十三条　財務部に、国有財産管理官六人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。

［2・3　同上］

（総合農政推進官、主任農政推進専門官及び検査官）

第四十三条　農政課に、総合農政推進官一人、主任農政推進専門官一人及び検査官二人を置く。

［2・3　同上］

［項を加える。］

4　［同上］

（企画指導官、漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五十条　林務水産課に、企画指導官一人、漁業監督指導官十一人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

［2～4　同上］

［項を加える。］

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十四課及び三室並びに技術検査官五人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港技術検査官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術室
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課
港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課

河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全室
（用地課の所掌事務）

第六十一条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　略］

九　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

十　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

十一～十九　［略］

（技術管理課の所掌事務）

第六十二条の二　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十二　略］

十三　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

［十四・十五　略］

（情報通信技術課の所掌業務）

第六十二条の三　情報通信技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　略］

（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～五　略］

五の二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（用地課及び河川課の所掌に属するものを除く。）。

六　［略］

七　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（用地課及び河川課の所掌に属するものを除く。）。

河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全室
（用地課の所掌事務）

第六十一条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

九～十七　［同上］

（技術管理課の所掌事務）

第六十二条の二　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十二　同上］

十三　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

［十四・十五　同上］

（情報通信技術室の所掌業務）

第六十二条の三　情報通信技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　同上］

（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

七　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

［八～三十二　略］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
三十三～三十五の二　［略］
三十六　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の施行に関すること（浄化槽設備士に関するものを除く。）。
三十七　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。
三十八～四十　［略］
（河川課の所掌事務）
第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～十三　略］
十四　水防に関すること。
［十五～二十二　略］
二十三　雨水出水浸水想定区域に関すること。
二十四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。
二十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。
二十六　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。
二十七　前三号に掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。
二十八　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。
二十九　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。
（災害査定官の職務）
第七十二条　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。

［八～三十二　同上］
三十三　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。
三十四　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。
三十四の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。
三十五～三十七の二　［同上］
三十八　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の施行に関すること（浄化槽設備士に関するものを除く。）。
三十九　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。
四十～四十二　［同上］
（河川課の所掌事務）
第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～十三　同上］
十四　水防に関すること（建設産業・地方整備課の所掌に属するものを除く。）。
［十五～二十二　同上］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
（災害査定官の職務）
第七十二条　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。

附　則

（金融監督第一課の所掌事務の特例）

第七条　金融監督第一課は、第二十四条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る事務（検査課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九の二第二号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子記録移転権利から除かれる場合） **第九条の二**　法第二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　次に掲げる要件の全てに該当する場合 イ　当該財産的価値を次のいずれかに該当する者以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。 (1)　適格機関投資家 (2)　令第十七条の十二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる者 (3)　企業年金基金であって、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百三十三条の二第二項に定める要件に該当するもの (4)　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第三項に定める要件に該当する個人 (5)　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第四項に定める者 ロ　当該財産的価値の移転は、その都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾がなければ、することができないようにする技術的措置がとられていること。 二　法第二条第二項第三号に掲げる権利が当該財産的価値に表示される場合において、その財産的価値の全てが次に掲げる要件のいずれかに該当するとき。 イ　当該財産的価値を業務を執行する社員（当該権利を有する者が社員となる合名会社、合資会社又は合同会社が行う事業に係る業務執行の決定について同意をするか否かの意思を表示し、かつ、当該事業の全部又は一部に従事する者に限る。）以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。 ロ　当該財産的価値に表示される権利を有する者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又はイに規定する事業に係る財産の分配を受けることがないこと。	（電子記録移転権利から除かれる場合） **第九条の二**　法第二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。 一　当該財産的価値を次のいずれかに該当する者以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。 イ　適格機関投資家 ロ　令第十七条の十二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる者 ハ　企業年金基金であって、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百三十三条の二第二項に定める要件に該当するもの ニ　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第三項に定める要件に該当する個人 ホ　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第四項に定める者 二　当該財産的価値の移転は、その都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾がなければ、することができないようにする技術的措置がとられていること。

附　則

（金融監督課の所掌事務の特例）

第七条　金融監督課は、第二十四条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る事務（検査課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

２　前項の規定により同項第一号イ(3)から(5)までに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの及び暗号資産」とする。

（金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券から除かれる場合）

第十六条の二　令第一条の九の二第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利以外のものが当該財産的価値に表示される場合

二　法第二条第二項第三号に掲げる権利が当該財産的価値に表示される場合において、その財産的価値の全てが第九条の二第一項第二号イ又はロに掲げる要件に該当するとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年四月二十二日から施行する。

（電子記録移転権利から除かれる場合に関する経過措置）

第二条　この府令による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第九条の二の規定は、この府令の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第五十号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　［略］ ３　前二項に定めるもののほか、この府令において使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等命令」という。）において使用する用語の例による。 （横断的義務表示） **第三条**　［略］ ２　前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	（定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前二項に定めるもののほか、この府令において使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。）において使用する用語の例による。 （横断的義務表示） **第三条**　［同上］ ２　前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

２　前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの及び暗号資産」とする。

（金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券から除かれる場合）

第十六条の二　令第一条の九の二第二号に規定する内閣府令で定める場合は、法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利以外のものである場合とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［略］		
乳児用規格適用食品（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１食品の部Ａ食品一般の成分規格の項の１２に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）並びに内閣総理大臣が定める放射性物質（平成二十四年厚生労働省告示第百二十九号）第二号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳製品（乳飲料を除く。）並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。）	［略］	［略］
［略］		

3　［略］

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［略］		
乳	種類別	乳等命令第二条の定義に従った種類別を表示する。
［略］		
乳製品	種類別	乳等命令第二条の定義に従った種類別を表示する。この場合において、チーズにあってはナチュラルチーズ又はプロセスチーズの別、アイスクリーム類にあってはアイスクリーム、アイスミルク又はラクトアイスの別を表示する。
	［略］	
［略］		

［同上］		
乳児用規格適用食品（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１食品の部Ａ食品一般の成分規格の項の１２に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）並びに厚生労働大臣が定める放射性物質（平成二十四年厚生労働省告示第百二十九号）第二号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳製品（乳飲料を除く。）並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。）	［同上］	［同上］
［同上］		

3　［同上］

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［同上］		
乳	種類別	乳等省令第二条の定義に従った種類別を表示する。
［同上］		
乳製品	種類別	乳等省令第二条の定義に従った種類別を表示する。この場合において、チーズにあってはナチュラルチーズ又はプロセスチーズの別、アイスクリーム類にあってはアイスクリーム、アイスミルク又はラクトアイスの別を表示する。
	［同上］	
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府令第五十一号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）を実施するため、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月一日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（食品安全委員会からの意見の聴取等） **第四条**　前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性について食品安全委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ［一・二　略］	（審査） **第四条**　前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ［一・二　同上］

三　食品安全委員会が食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項第一号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないと認める場合

2　［略］

（新たな知見が得られた場合の報告等）

第五条　［略］

2　内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第四十三条第一項の許可を行った特定保健用食品について、前項の報告（安全性に係るものに限る。）があった場合その他の場合において必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴くものとする。

3　消費者庁長官は、法第四十三条第一項の許可を行った特定保健用食品について、第一項の報告があった場合その他の場合において必要があると認めるときは、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第四十三条第一項の許可を法第六十二条第三号の規定により取り消すものとする。

4　消費者庁長官は、前項の再審査（安全性に係るものに限る。）を行うに当たっては、第二項の意見を踏まえるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　食品安全委員会が食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項第一号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないと認める場合であって、消費者委員会が特定保健用食品の安全性及び効果の審査を行う必要がないと認める場合

2　［同上］

（再審査）

第五条　［同上］

2　内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第四十三条第一項の許可を行った特定保健用食品について、前項の報告があった場合その他の場合において必要があると認めるときは、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。

3　消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第四十三条第一項の許可を法第六十二条第三号の規定により取り消すものとする。

［項を加える。］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、文部科学省、防衛省令第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）を実施するため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
外務大臣　上川　陽子
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
防衛大臣　木原　稔

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成二十七年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、文部科学省、防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

写真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、令第一号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国立研究開発法人情報通信研究機構が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人情報通信研究機構が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令（平成十六年内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条**　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十四条第二項第一号に規定する業務のうち、機構法第二十条第一項第二号から第五号までの各号に掲げる事項（以下「システム法の研究開発に関する事項」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一～三　略］	（業務方法書の記載事項） **第一条**　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十四条第二項第一号に規定する業務のうち、機構法第二十条第一項第二号から第五号までの各号に掲げる事項（以下「システム法の研究開発に関する事項」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府、環境省令第一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第九十八号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
環境大臣　伊藤信太郎

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令（平成二十六年内閣府、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特別会計に関する法律施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第四号に掲げる事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。 一　令第五十一条第七項第十九号に規定する措置に関する事務のうち、次号に規定する事務以外のもの　内閣総理大臣	特別会計に関する法律施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第四号に掲げる事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。 一　令第五十一条第七項第十八号に規定する措置に関する事務のうち、次号に規定する事務以外のもの　内閣総理大臣

二　令第五十一条第七項第十九号に規定する措置に関する事務のうち、専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力利用における安全の確保のために行うもの　環境大臣

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

二　令第五十一条第七項第十八号に規定する措置に関する事務のうち、専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力利用における安全の確保のために行うもの　環境大臣

省　令

総務大臣　松本　剛明

○総務省令第三十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令

経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の目的） **第二条**　経済センサス基礎調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。 （調査の対象） **第四条**　経済センサス基礎調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。 一　大分類Ａ―農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの 二　大分類Ｂ―漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの 三　大分類Ｎ―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類七九二―家事サービス業に限る。）に属する事業所 四　大分類Ｒ―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六―外国公務に属する事業所 五　前各号に掲げるもの以外のものであって、個人の経営に係る事業所のうち雇用者のいないもの	（調査の目的） **第二条**　経済センサス基礎調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。 （調査の対象） **第四条**　経済センサス基礎調査は、次に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。 一　法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属する事業所であって、個人の経営に係るもの イ　大分類Ａ―農業、林業 ロ　大分類Ｂ―漁業 二　日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属する事業所 イ　大分類Ｎ―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類七九二―家事サービス業に限る。） ロ　大分類Ｒ―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六―外国公務 三　調査困難地域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により経済センサス基礎調査の実施が困難な地域として総務大臣の定める地域）にある事業所 ［新設］
［新設］	

（調査日）

第六条　甲調査は、直前の経済センサス基礎調査（甲調査に限る。）を行った年から五年目に当たる年（第九条第三項において「実施年」という。）の六月一日現在によって行う。

２　乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年六月一日現在によって行う。

（調査事項等）

第七条　経済センサス基礎調査は、次に掲げる事項（以下「調査事項」という。）のうち、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の経営組織その他の基本的な属性に応じて必要なものを、乙調査の場合には第二号に掲げる事項（次条の規定により作成された経済センサス基礎調査調査用名簿に記載されている調査事業所に係るものについては、第二号イからハまでに掲げる事項に限る。）をそれぞれ調査する。

一　甲調査に関する事項

［イ・ロ　略］

ハ　法人番号

ニ　経営組織

ホ　企業・団体全体の主な事業の内容

ヘ　企業・団体全体の年間総売上（収入）金額

ト　資本金又は出資金・基金の額

チ　企業に属する事業所の名称及び電話番号

リ　企業に属する事業所の所在地

ヌ　企業に属する事業所の従業者数

ル　企業に属する事業所の主な事業の内容

ヲ　企業に属する事業所の年間総売上（収入）金額

ワ　企業に属する事業所の開設時期

カ　単独事業所、本所等、支所等の別

ヨ　本所・本社・本店の名称、電話番号及び所在地

タ　事業所の従業者数

レ　事業所の主な事業の内容

ソ　事業所の年間総売上（収入）金額

ツ　事業所の開設時期

［削る］

二　乙調査に関する事項

イ　名称及び電話番号

［ロ・ハ　略］

ニ　職員数

ホ　主な事業の内容

２　総務大臣は、経済センサス基礎調査に用いる調査票の様式を定めたときは告示する。

［削る］

［新設］

（調査事項等）

第六条　経済センサス基礎調査は、総務大臣が定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には第一号イからソまで及び第二号に掲げる事項を、乙調査の場合には第一号イからハまで、ホ、ツ及びネ並びに第二号に掲げる事項をそれぞれ調査する。

一　新たに把握した調査事業所（第十条の規定により作成された経済センサス基礎調査調査用名簿に記載されていない事業所をいう。以下同じ。）に関する事項

［イ・ロ　同上］

ハ　活動状態

ニ　従業者数

ホ　主な事業の内容

ヘ　業態

ト　消費税の税込記入、税抜記入の別

チ　事業所の年間総売上（収入）金額

リ　開設時期

ヌ　経営組織

ル　法人番号

ヲ　単独事業所・本所・支所の別

ワ　本所・本社・本店の名称

カ　本所・本社・本店の電話番号

ヨ　本所・本社・本店の所在地

タ　組織全体の主な事業の内容

レ　組織全体の年間総売上（収入）金額

ソ　資本金等の額

ツ　職員数

ネ　事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

二　前号以外の調査事業所に関する事項

イ　名称

［ロ・ハ　同上］

［新設］

２　総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（統計調査員）

第七条　法第十四条に規定する統計調査員として甲調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

［削る］

［削る］

（名簿の作成）

第八条　総務大臣は、経済センサス基礎調査を正確かつ円滑に実施するため、経済センサス基礎調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報及び法第二条第十項に規定する行政記録情報その他調査事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第九条　甲調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

一　総務大臣が識別符号（総務大臣が調査事業所（支所となる調査事業所を有する企業にあっては当該企業の本所事業所。以下この号及び次号並びに第十二条第一項及び第三項第一号において同じ。）を識別するために付した符号をいう。以下この号及び第十二条第三項第一号において同じ。）を記載した書類を調査事業所ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次号及び第十二条第三項第二号において「郵便等」という。）により送付し、及び当該調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び第十二条第三項第一号において同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二　総務大臣が調査票を調査事業所ごとに郵便等により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員

二　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

2　統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）内の全ての事業所について、外観による確認又は調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理するものをいう。以下同じ。）への質問などによる活動状態等の把握、担当調査区における調査票の配布、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成及びこれらに附帯する事務を行う。

3　都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第八条　市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分を示す証票を交付するものとする。

2　統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（調査区の設定及び修正）

第九条　市町村長は、総務大臣の定めるところにより、当該市町村の区域を区分して調査区を設定するものとする。

2　総務大臣は、前項の規定により市町村長が設定した調査区に基づき、調査区地図、調査区台帳その他の調査区関係書類（以下「調査区地図等」という。）を作成する。

（名簿の作成）

第十条　総務大臣は、経済センサス基礎調査を正確かつ円滑に実施するため、経済センサス基礎調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十一条　甲調査は、調査事業所について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

一　新たに把握した調査事業所　統計調査員が調査票を調査事業所ごとに配布し、及び総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（第十四条第三項第一号において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法

二　前号以外の調査事業所　統計調査員が外観による確認又は調査事業所の事業主へ質問するなどして調査票に記入する方法

２　乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事が、市町村（特別区を含む。第十二条第三項第三号ハにおいて同じ。）の調査事業所にあっては市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が、特別地方公共団体（特別区を除く。第十二条第三項第三号ニにおいて同じ。）の調査事業所にあっては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

３　第一項の規定による甲調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定による乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年五月一日から七月三十一日までの間においてそれぞれ行う。

［削る］

２　乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の調査事業所にあっては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。第十四条第三項第二号ニにおいて同じ。）の調査事業所にあっては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

３　第一項の規定による甲調査は、平成三十一年六月一日から翌年三月三十一日までの間において、前項の規定による乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年四月一日から六月三十日までの間においてそれぞれ行う。

（事務の委託）

第十二条　都道府県知事は、多数の事業所がある施設について、当該施設にある調査事業所に係る第七条第二項の規定により統計調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

２　前項の場合においては、都道府県知事は、経済センサス基礎調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

３　第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	統計調査員	第十二条第一項の規定により都道府県知事から統計調査員が行うこととされているこの項の事務を委託された多数の事業所がある施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下「委託管理団体」という。）
	担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	当該施設（以下「委託管理施設」という。）
	担当調査区	委託管理施設
第七条第三項	統計調査員を設置した	第十二条第一項の規定により統計調査員が行うこととされている第二項の事務を委託した
	当該統計調査員の氏名	委託管理団体の名称
第八条の見出し	統計調査員の身分を示す証票	委託管理団体証
第八条第一項	統計調査員	委託管理団体
	その身分を示す証票	委託管理団体証

（期間の変更）

第十条　市町村長は、乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により、第九条第三項に規定する期間（次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。）に当該調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［２　略］

３　総務大臣は、前項の規定による報告があったとき又は甲調査若しくは乙調査（総務大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により調査の期間に当該調査を行うことが困難な場合には、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

［４　略］

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項第一号に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

２　総務大臣は、前項の規定により立入検査を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。

（報告の義務及び方法）

第十二条　第七条第一項に掲げる調査事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

［２　略］

３　前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる経済センサス基礎調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　第九条第一項第一号に掲げる方法　調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二　第九条第一項第二号に掲げる方法　調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

三　第九条第二項に掲げる方法　調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該区分に定める者に提出する方法

［イ～ニ　略］

第八条第二項	統計調査員	委託管理団体に所属する者
	その事務	第十二条第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務
	証票	委託管理団体証
第十一条第一項並びに第十五条第一項及び第二項	統計調査員	委託管理団体

（期間の変更）

第十三条　市町村長は、甲調査又は乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により、第十一条第三項に規定する期間（次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。）に当該調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［２　同上］

３　総務大臣は、前項の規定による報告があったとき又は乙調査（総務大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により調査の期間に当該調査を行うことが困難な場合には、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

［４　同上］

［新設］

（報告の義務及び方法）

第十四条　第六条第一項に掲げる事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

［２　同上］

３　前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　甲調査　新たに把握した調査事業所にあっては調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法、それ以外の調査事業所にあっては統計調査員の質問に答える方法

［新設］

二　乙調査　調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該区分に定める者に提出する方法

［イ～ニ　同上］

（調査票の提出等）

第十三条　市町村長は、第九条第二項の規定により調査事業所から回収した調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

［削る］

２　都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び第九条第二項の規定により調査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

（結果の公表等）

第十四条　総務大臣は、調査票（第十二条第三項第一号の規定により報告された情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（事業所及び企業の名簿の作成）

第十五条　［略］

［削る］

（調査票等の保存）

第十六条　総務大臣は、調査票を三年間、調査票（第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行後最初の経済センサス基礎調査の実施についてのこの省令による改正後の経済センサス基礎調査規則（以下「新規則」という。）第六条の規定の適用については、同条中「直前の経済センサス基礎調査規則（甲調査に限る。）を行った年から五年目に当たる年」とあるのは、「令和六年」とする。

（調査票等の提出等）

第十五条　統計調査員は、第十一条第一項第二号の規定により記入した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

２　市町村長は、前項の規定により統計調査員から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十一条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

３　都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十一条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

（結果の公表等）

第十六条　総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（事業所及び企業の名簿の作成）

第十七条　［同上］

（調査区の管理）

第十八条　市町村長は、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。

２　市町村長は、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。

３　市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等を修正しなければならない。

４　市町村長は、都道府県知事に対し前項の規定に基づき修正した調査区地図等の有無を報告するとともに、同項の規定に基づき修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。

５　都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。

（調査票等の保存）

第十九条　総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。

（経済構造実態調査の対象となるものについて行う調査の特例）

第三条　甲調査の調査事業所のうち経済構造実態調査（経済構造実態調査規則（平成三十一年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するものをいう。）の対象となるものについて行う調査は、新規則第七条第一項第一号に掲げる調査事項については、総務大臣が、経済構造実態調査規則第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から同規則第七条第一項第一号イからホまで、ト、カからソまで及びネ並びに同項第二号イからホまで、ヌ及びルに掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、新規則第七条、第九条、第十条及び第十二条（いずれも甲調査に係る部分に限る。次条において同じ。）の規定は適用せず、当該電磁的記録を第十二条第三項第一号の規定により報告された調査票の内容とみなして、第十四条及び第十六条の規定を適用する。

（個人企業経済調査の対象となるものについて行う調査の特例）

第四条　甲調査の調査事業所のうち個人企業経済調査（個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第一条に規定するものをいう。）の対象となるものについて行う調査は、新規則第七条第一項第一号に掲げる調査事項については、総務大臣が、個人企業経済調査規則第十一条の規定により総務省統計局長が保存している調査票の内容が転写されている電磁的記録から同規則第六条第一項第三号ロのうち売上金額及びトに掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、新規則第七条、第九条、第十条及び第十二条の規定は適用せず、当該電磁的記録を第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報又は同項第二号の規定により報告された調査票の内容とみなして、第十四条及び第十六条の規定を適用する。

○総務省令第四十号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

総務大臣　松本　剛明

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部を改正する省令

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査区の設定の基準） **第一条**　［略］ ［２・３　略］ ４　水面調査区は、総務大臣の定める方法により、次に掲げる区域を区分して設定するものとする。 ［一　略］ 二　港湾法第二条第二項に規定する地方港湾の同条第三項に規定する港湾区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の水域（前号の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に指定されている漁港の水域にあつては港湾区域に該当する水域を除いた水域）で居住者の存するもの ［三　略］	（調査区の設定の基準） **第一条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一　同上］ 二　港湾法第二条第二項に規定する地方港湾の同条第三項に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の水域（前号の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に指定されている漁港の水域にあつては港湾区域に該当する水域を除いた水域）で居住者の存するもの ［三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○総務省・経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

総務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　齋藤　健

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

（統計調査員）

第七条　［略］

2　統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

［3～5　略］

（調査区の設定）

第八条の二　市町村長は、総務大臣の定めるところにより、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を区分して調査区を設定するものとする。

2　総務大臣は、前項の規定により市町村長が設定した調査区に基づき、調査区地図、調査区台帳その他の調査区関係書類（以下「調査区地図等」という。）を作成する。

（名簿等の作成）

第九条　総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第五条第二項に規定する甲調査の結果及び直前に実施した同条第三項に規定する乙調査の結果並びに法第二条第十項に規定する行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十条　［略］

2　乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事が、市町村の調査事業所にあっては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあっては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

［3～6　略］

（事務の委託）

第十条の二　［略］

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	［略］	［略］

改正前

（統計調査員）

第七条　［同上］

2　統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第九条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

［3～5　同上］

［新設］

（名簿等の作成）

第九条　総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基礎調査（経済センサス基礎調査規則第一条に規定するものをいう。）の結果及び行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十条　［同上］

2　乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の調査事業所にあっては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあっては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

［3～6　同上］

（事務の委託）

第十条の二　［同上］

2　［同上］

第七条第二項	［同上］	［同上］

担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	［略］	
［略］	［略］	［略］

（調査区の管理及び修正）

第十七条の二　市町村長は、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。

2　市町村長は、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。

3　市町村長は、前項の規定により調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等を修正しなければならない。

4　市町村長は、都道府県知事に対し前項の規定により修正した調査区地図等の有無を報告するとともに、同項の規定により修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。

5　都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。

（調査票等の保存）

第十八条　総務大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

担当調査区（経済センサス基礎調査規則第九条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	［同上］	
［同上］	［同上］	［同上］

［新設］

（調査票等の保存）

第十八条　総務省統計局長は、調査票を三年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十七号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第五十八条の規定に基づき、更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日　　法務大臣　小泉　龍司

更生保護事業費補助金交付規則（平成十八年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金交付規則	更生保護事業費補助金交付規則
（通則）	（通則）
第一条　更生保護事業法（以下「法」という。）第五十八条の規定に基づき国が更生保護法人に対して交付する更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金（以下「補助金」と総称する。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定めによるほか、この規則の定めるところによる。	**第一条**　更生保護事業法（以下「法」という。）第五十八条の規定に基づき国が更生保護法人に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

（補助の対象及び限度）

第二条　更生保護施設整備費補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一　［略］

［号を削る。］

二　前号に掲げる事業を助成する事業

2　前項第一号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とする。

3　第一項第二号に掲げる事業に係る補助金の額は、助成の対象となる事業に必要な経費の三分の二に相当する額又は当該助成に充てられる額のいずれか少ない額（助成の対象となる事業が複数ある場合においては、それぞれの事業について、同様の方法により算出した額の合計額）を限度とする。

第二条の二　更生保護事業費補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第三項に規定する通所・訪問型保護事業における金品を給与する事業（就職時の身元保証を得るために要する経費を給与するものに限る。）

二　前号に掲げる事業を助成する事業

2　前項第一号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の二分の一に相当する額を限度とする。

3　第一項第二号に掲げる事業に係る補助金の額は、助成の対象となる事業に必要な経費の二分の一に相当する額又は当該助成に充てられる額のいずれか少ない額（助成の対象となる事業が複数ある場合においては、それぞれの事業について、同様の方法により算出した額の合計額）を限度とする。

（申請の手続）

第三条　更生保護法人は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年四月三十日までに法務大臣に対し、当該年度の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金の交付を別に定める書面により申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情があるときは、この期日を経過した後であっても、申請を行うことができる。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第十七条　第二条第一項第二号又は第二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う更生保護法人は、当該事業の実施に際し、第五条から第十三条までの規定並びに第十五条及び第十六条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（補助の対象及び限度）

第二条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　法第二条第三項に規定する通所・訪問型保護事業における金品を給与する事業（就職時の身元保証を得るために要する経費を給与するものに限る。）

三　前二号に掲げる事業を助成する事業

2　前項第一号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とし、同項第二号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の二分の一に相当する額を限度とする。

3　第一項第三号に掲げる事業に係る補助金の額は、助成の対象となる事業に必要な経費の三分の二（助成の対象となる事業が同項第二号に掲げる事業である場合においては、二分の一）に相当する額又は当該助成に充てられる額のいずれか少ない額（助成の対象となる事業が複数ある場合においては、それぞれの事業について、同様の方法により算出した額の合計額）を限度とする。

［条を加える。］

（申請の手続）

第三条　更生保護法人は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年四月三十日までに法務大臣に対し、当該年度の補助事業に係る補助金の交付を別に定める書面により申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情があるときは、この期日を経過した後であっても、申請を行うことができる。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第十七条　第二条第一項第三号に掲げる事業を行う更生保護法人は、当該事業の実施に際し、第五条から第十三条までの規定並びに第十五条及び第十六条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に更生保護事業費補助金交付規則の規定によってした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、それぞれこの省令による改正後の更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金交付規則の相当規定によってした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

○外務省令第十号

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

外務大臣　上川　陽子

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令（平成十五年外務省令第七号）の一部を改正する省令を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に掲げていないものはこれを新設する。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 一　商用渡航カード　第七条第一項（第九条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により外務大臣が電磁的記録（携帯電話端末又はこれに類する端末において動作するものに限る。以下同じ。）又は書面により交付する証明書 二　参加国等　アジア太平洋経済協力の参加国及び地域のうち、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている短期間行われる貿易若しくは投資に関する交渉、業務連絡、市場調査、契約締結、納品後の役務又はこれらに関連する事業（以下「貿易等に関する事業」という。）に従事する者の商用渡航又は経済上の連携に関し、日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加する者の渡航のための証明書制度に参加しているもの 三　［略］ 四　交付申請者　本邦の商用渡航カードの交付を受けようとする者 五　［略］ （商用渡航カードの交付の申請） **第三条**　交付申請者は、次に掲げる書類及び写真を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（外務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法又は郵便による送付により、外務大臣に提出して商用渡航カードの交付を申請しなければならない。ただし、急を要し、かつ、外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。 一　［略］ 二　交付申請者の写真 三　［略］ 四　雇用契約書の写しその他交付申請者の交付申請者を雇用する事業主に対する雇用関係を証する書類。交付申請者が事業主にあっては、事業主であることを証する書類。 五　交付申請者を雇用する事業主の登記事項証明書。交付申請者が事業主にあっては当該登記事項証明書。 六　交付申請者を雇用する事業主の決算書又は損益計算書の関係部分の写し。交付申請者が事業主にあっては当該決算書又は損益計算書の写し。	（定義） **第二条**　［同上］ 一　商用渡航カード　第六条第一項（第八条第二項、第十条第二項、第十条の二第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により外務大臣が交付する証明書 二　参加国等　アジア太平洋経済協力の参加国及び地域のうち、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている短期間行われる貿易又は投資に関する交渉、業務連絡、市場調査、契約締結若しくは納品後の役務若しくはこれらに関連する事業（以下「貿易等に関する事業」という。）に従事する者の商用渡航又は経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加する者の渡航のための証明書制度に参加しているもの 三　［同上］ ［新設］ 四　［同上］ （商用渡航カードの交付の申請） **第三条**　本邦の商用渡航カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次に掲げる書類及び写真を、電子情報処理組織を使用する方法若しくは郵便により、又は外務省に出頭の上、外務大臣に提出して申請しなければならない。 一　［同上］ 二　交付申請者の写真二葉 三　［同上］ 四　雇用契約書の写しその他交付申請者の交付申請者を雇用する事業主に対する雇用関係を証する書類 五　交付申請者を雇用する事業主の登記事項証明書 六　交付申請者を雇用する事業主の決算書又は損益計算書の関係部分の写し

七　交付申請者を雇用する事業主の業務を明らかにする資料。交付申請者が事業主にあっては当該資料。

八　交付申請者を雇用する事業主の輸出入業務に関する資料の写し又は投資の金額等に関する書類の写し。交付申請者が事業主にあっては当該資料又は書類の写し。

九　［略］

2　外務大臣は、交付申請者が第五条各号のいずれにも該当しないこと又は貿易等に関する事業に従事すること若しくは経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加することを確認するため、交付申請者又は当該交付申請者を雇用する事業主その他の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3　外務大臣は、他の方法によって交付申請者が第五条各号のいずれにも該当しないことを確認することができるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の全部又は一部の提出を免除することができる。

（商用渡航カードの二重交付の禁止）

第四条　本邦の商用渡航カードの名義人は、その商用渡航カードが有効な限り、重ねて商用渡航カードの交付を受けることができない。

（商用渡航カードの交付の制限）

第五条　外務大臣は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、商用渡航カードの交付をしないことができる。

一　［略］

二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十三条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者

三　第三条第一項に掲げるものとして虚偽の書類又は写真を提出した者

四　［略］

（参加国等の事前審査）

第六条　外務大臣は、交付申請者が前条各号のいずれにも該当せず、かつ、貿易等に関する事業に従事するものとして外務大臣が定める交付の要件に該当すると認めるとき又は経済上の連携に関し、日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加すると認めるときは、参加国等に対して当該交付申請者の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号その他の事前審査に必要な情報を送付し、当該参加国等における事前審査を依頼することができる。

（商用渡航カードの交付）

第七条　外務大臣は、前条に規定する参加国等の事前審査の結果に基づき、渡航先として承認された参加国等の名称が記載された商用渡航カードを交付する。

2　外務大臣は、前項の規定により商用渡航カードを交付する場合には、電子情報処理組織の使用又は郵便による送付により行うものとする。ただし、外務大臣がその必要を認めるときは、交付申請者の出頭を求めて交付することができる。

（商用渡航カードの有効期間）

第八条　前条の商用渡航カードの有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券の有効期間までとする。

（書面交付による商用渡航カードの渡航先の追加又は削除）

第九条　商用渡航カードの名義人は、現に所持する商用渡航カードに記載された渡航先以外の参加国等の追加又は当該商用渡航カードに記載された渡航先の削除を書面による商用渡航カードの交付により行おうとする場合には、外務大臣に渡航先の追加又は削除を申請しなければならない。

七　交付申請者を雇用する事業主の業務を明らかにする資料

八　交付申請者を雇用する事業主の輸出入業務に関する資料の写し又は投資の金額等に関する書類の写し

九　［同上］

2　外務大臣は、交付申請者が第四条各号のいずれにも該当しないこと又は貿易等に関する事業に従事すること若しくは経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加することを確認するため、交付申請者又は当該交付申請者を雇用する事業主その他の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3　外務大臣は、他の方法によって第四条各号のいずれにも該当しないことを確認することができるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の全部又は一部の提出を免除することができる。

（商用渡航カードの二重交付の禁止）

第三条の二　本邦の商用渡航カードの交付を受けた者は、その商用渡航カードが有効な限り、重ねて商用渡航カードの交付を受けることができない。

（交付の制限）

第四条　外務大臣は、交付申請者が次のいずれかに該当するときは、商用渡航カードの交付をしないことができる。

一　［同上］

二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十三条第一項第二号又は第三号に該当する者

三　第三条第一項に掲げる書類として虚偽の書類を提出した者

四　［同上］

（参加国等の事前審査）

第五条　外務大臣は、交付申請者が前条各号のいずれにも該当せず、かつ、貿易等に関する事業に従事するものとして外務大臣が定める交付の要件に該当すると認めるとき又は経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加すると認めるときは、参加国等に対して当該交付申請者の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号その他の事前審査に必要な情報を送付し、当該参加国等における事前審査を依頼することができる。

（交付）

第六条　外務大臣は、前条に規定する事前審査の結果に基づき、別記様式により、渡航先として参加国等の名称の記載の承認をしたすべての参加国等を渡航先として記載した商用渡航カードを交付する。

2　外務大臣は、前項の規定により商用渡航カードを交付する場合には、郵送により行うものとする。ただし、外務大臣は、必要があると認めるときは、交付申請者の出頭を求めて交付することができる。

（有効期間）

第七条　前条の商用渡航カードの有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期限は当該旅券の有効期限までとする。

（渡航先の追加又は削除）

第八条　商用渡航カードの名義人は、渡航先の追加又は削除を行おうとする場合には、商用渡航カード交付申請書を電子情報処理組織を使用する方法若しくは郵便により、又は外務省に出頭の上、外務大臣に提出して、渡航先の追加又は削除を申請しなければならない。

２　第三条から第八条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第三条第一項中「交付申請者」とあるのは「第九条第一項に基づき書面による商用渡航カードの再交付を受けようとする者（以下「第九条第一項に基づく再交付申請者」）」と、同項第一号中「交付申請書」とあるのは「第九条第一項に基づく再交付申請書」と、同項第二号から第八号、同条第二項及び第三項、第五条、第六条並びに第七条第二項中「交付申請者」とあるのは「第九条第一項に基づく再交付申請者」と、第七条中「交付する」とあるのは「第九条第一項に基づき再交付する」と、第八条中「有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券」とあるのは「有効期間は、商用渡航カード名義人が第九条第一項に基づく申請前に有した商用渡航カード」と読み替えるものとする。

（商用渡航カードの記載事項に変更を生じた場合の取扱い）

第十条　商用渡航カードの名義人は、現に所持する商用渡航カードの記載事項に変更を生じた場合には、次条の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、第三条の規定により新たに商用渡航カードの交付を申請するものとする。

（旅券番号の変更に伴う商用渡航カードの記載事項の変更）

第十一条　商用渡航カードの名義人は、申請に係る当初の商用渡航カードの交付日から起算し五年以内に旅券番号の変更に伴い当該商用渡航カードの記載事項に変更を生じる場合には、外務大臣に旅券番号の変更に伴う当該商用渡航カードの記載事項の変更を申請することができる。

２　第三条から第八条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第三条第一項中「交付申請者」とあるのは「第十一条第一項に基づき商用渡航カードの再交付を受けようとする者（以下「第十一条第一項に基づく再交付申請者」）」と、同項第一号中「交付申請書」とあるのは「第十一条第一項に基づく再交付申請書」と、同項第二号から第八号、同条第二項及び第三項、第五条、第六条並びに第七条第二項中「交付申請者」とあるのは「第十一条第一項に基づく再交付申請者」と、第七条中「交付する」とあるのは「第十一条第一項に基づき再交付する」と、第八条中「有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券の有効期間」とあるのは「有効期間は、第十一条第一項に基づく再交付申請者が当該再交付申請に係る当初の商用渡航カードの交付日から起算し五年とする。ただし、当該再交付申請者の旅券の有効期間が当該再交付申請に係る当初の商用渡航カードの交付日から起算し五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は新たな旅券の有効期間」と読み替えるものとする。

（商用渡航カードの訂正）

第十二条　外務大臣は、商用渡航カードの記載事項に変更を生じ、又は商用渡航カードの記載事項に誤りがあることを知った場合において特に必要があると認めるときは、職権により、当該商用渡航カードの名義人に対し、商用渡航カードを再交付することができる。

２　第五条（第三号を除く。）から第八条までの規定は、前項の商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第五条、第六条、第七条第二項及び第八条中「交付申請者」とあるのは「第十二条第一項に基づく商用渡航カードの名義人」と、第七条中「交付する」とあるのは「第十二条第一項に基づき再交付する」と、第八条中「有効期間は五年とする。ただし、

２　第三条から第七条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第六条第一項中「外務大臣は」とあるのは「外務大臣は、交付申請者が現に有する商用渡航カードが返納されたときは」と、第七条中「有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期限は当該旅券」とあるのは「有効期限は、交付申請者が返納した商用渡航カード」と読み替えるものとする。

（変更）

第九条　商用渡航カードの名義人は、当該商用渡航カードの記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該商用渡航カードを外務大臣に返納の上、第三条の申請を行うものとする。

［新設］

（訂正）

第十条　外務大臣は、商用渡航カードの記載事項に変更が生じ、又は誤りがあることを知った場合において、特に必要があると認めるときは、職権により、商用渡航カードの名義人に対し、当該商用渡航カードを返納させた上で、再交付することができる。

２　第四条（第三号を除く。）及び第五条から第七条までの規定は、前項の商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第七条中「有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期限は当該旅券」とあるのは「有効期限は、交付申請者が返納した商用渡航カード」と読み替えるものとする。

交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券」とあるのは「有効期間は、旅券に係る訂正については当該再交付に係る当初の商用渡航カードが交付された日から起算し五年とする。ただし、当該商用渡航カード名義人の旅券の有効期間が当該再交付に係る当初の商用渡航カードの交付日から五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券の有効期間とし、それ以外の事項の訂正に係る有効期間は、前項に基づく再交付日から五年とする。ただし、商用渡航カード名義人の旅券の有効期間が当該商用渡航カードの再交付日から起算し五年未満であるときは、当該旅券の有効期間」と読み替えるものとする。

（商用渡航カードの有効期間内の申請）

第十三条　商用渡航カードの名義人は、当該商用渡航カードの残存有効期間が六月未満となった場合には、第四条の規定にかかわらず、当該商用渡航カードの有効期間内においても第三条の規定により商用渡航カードの交付を申請することができる。

2　第三条から第八条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの交付について準用する。

（書面交付による商用渡航カードの紛失、焼失又は著しい損傷の届出）

第十四条　書面により交付された商用渡航カードの名義人は、現に所持する有効な商用渡航カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合には、遅滞なく外務大臣にその旨を届け出なければならない。当該届出後に当該商用渡航カードを発見した場合にも、同様とする。

2　書面により交付された商用渡航カードの名義人は、本邦以外の地において、現に所持する有効な商用渡航カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合には、遅滞なく最寄りの在外公館を通じ、又は帰国後遅滞なく、外務大臣にその旨を届け出なければならない。

（前条の届出を行った者に対する商用渡航カードの再交付）

第十五条　前条に規定する届出を行った者は、当該商用渡航カードの再交付の申請をすることができる。

2　第三条から第八条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第三条第一項中「交付申請者」とあるのは「第十五条第一項に基づき商用渡航カードの再交付を受けようとする者（第十四条第二項に規定する届出を行った場合にあっては、当該届出を行った者、当該届出を行った者を雇用する事業主又は当該届出を行った者が指定する本邦に居住する親族を含む）（以下「第十五条第一項に基づく再交付申請者」という。）」と、同項第一号中「交付申請書」とあるのは「第十五条第一項に基づく再交付申請書」と、同項第二号から第八号、同条第二項及び第三項、第五条、第六条並びに第七条第二項中「交付申請者」とあるのは「第十五条第一項に基づく再交付申請者」と、第七条第一項中「外務大臣は」とあるのは「外務大臣は、第十四条に規定する届出があった場合には」と、第七条中「交付する」とあるのは「第十五条第一項に基づき再交付する」と、第八条中「有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期間は当該旅券の有効期間」とあるのは「有効期間は、第十五条第一項に基づく再交付申請者が紛失し、焼失し、又は著しく損傷した商用渡航カードの有効期間」と読み替えるものとする。

（有効期間内の申請）

第十条の二　商用渡航カードの名義人は、当該商用渡航カードの残存有効期間が六月未満となった場合には、第三条の二の規定にかかわらず、当該商用渡航カードの有効期間内においても第三条の規定により商用渡航カードの交付を申請することができる。

2　第三条から第七条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの交付について準用する。この場合において、第六条第一項中「外務大臣は」とあるのは「外務大臣は、申請者が現に有する商用渡航カードが返納されたときは」と読み替えるものとする。

（紛失、焼失又は著しい損傷の届出）

第十一条　商用渡航カードの名義人は、有効な商用渡航カードを紛失し若しくは焼失し又は著しく損傷した場合には、遅滞なく外務大臣にその旨を届け出なければならない。届出の後に当該商用渡航カードを発見した場合にも、同様とする。

2　商用渡航カードの名義人は、本邦以外の地において、商用渡航カードを紛失し若しくは焼失し又は著しく損傷した場合には、遅滞なく最寄りの在外公館を通じ、又は帰国後遅滞なく、その旨を外務大臣に届け出なければならない。

（紛失、焼失又は著しい毀損の届出を行った者に対する再交付）

第十二条　前条に規定する届出を行った者は、商用渡航カードの再交付の申請をすることができる。

2　第三条から第七条までの規定は、前項の申請に係る商用渡航カードの再交付について準用する。この場合において、第三条第一項中「本邦の商用渡航カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）」とあるのは「第十一条に規定する届出を行った者のうち商用渡航カードの再交付を受けようとする者（同条第二項に規定する届出を行った場合にあっては、当該届出を行った者、当該届出を行った者を雇用する事業主又は当該届出を行った者が指定する本邦に居住する親族）と、「交付申請者」とあるのは「第十一条に規定する届出を行った者」と、第五条中「交付申請者」とあるのは「第十一条に規定する届出を行った者」と、第六条第一項中「外務大臣は」とあるのは「外務大臣は、第十一条に規定する届出を行った者が著しい毀損を事由として届け出た者である場合には、その者が現に有する商用渡航カードが返納されたときは」と、同条第二項中「交付申請者」とあるのは「交付申請者（第十一条第二項に規定する届出を行った場合にあっては、当該届出を行った者、当該届出を行った者を雇用する事業主又は当該届出を行った者が指定する本邦に居住する親族）」と、第七条中「有効期間は五年とする。ただし、交付申請者の旅券の有効期間が五年未満であるときは、商用渡航カードの有効期限は当該旅券」とあるのは「有効期限は、第十一条に規定する届出を行った者が返納若しくは紛失若しくは焼失又は著しく損傷した商用渡航カード」と読み替えるものとする。

（商用渡航カードの失効）

第十六条　商用渡航カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一　［略］

二　交付申請者が、書面による当該商用渡航カードの交付（再交付を含む。）の日から六月以内に当該商用渡航カードを受領しないとき。

三　［略］

四　書面により交付された商用渡航カードが返納され、又は第十八条の規定により、期限を付して書面により交付された商用渡航カードの返納を命じた場合に、その期限までに返納されなかったとき。

五　第十四条第一項又は第二項により紛失等の届出が行われたとき。

六・七　［略］

八　第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条第一項により交付及び再交付の申請が行われたとき。

九　商用渡航カードの名義人が第五条各号のいずれかに該当することが判明した場合又は貿易等に関する事業に従事しないこと若しくは経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加しないことが判明した場合。

十　その他外務大臣が商用渡航カードを失効させる必要があると認めるとき。

2　［略］

（外務大臣への通報）

第十七条　商用渡航カードの名義人及び当該商用渡航カードの名義人を雇用する事業主は、当該商用渡航カードの名義人が商用渡航カードの交付を受けた後に第五条各号又は前条第一項第一号若しくは第七号のいずれかに該当することを知ったときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通報するものとする。

（書面交付による商用渡航カードの返納）

第十八条　外務大臣は、書面により交付された商用渡航カードを返納させる必要があると認めるときは、当該商用渡航カードの名義人に対し、期限を付して、その返納を命ずることができる。

（手数料の額及び納付の方法）

第十九条　第三条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項及び第十五条第一項により申請をしようとする者は、外務大臣が定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2　［略］

（失効）

第十三条　商用渡航カードは、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一　［同上］

二　交付申請者が、当該商用渡航カードの交付（再交付を含む。）の日から六月以内に受領しないとき。

三　［同上］

四　商用渡航カードが返納され、又は第十五条の規定により、期限を付して商用渡航カードの返納を命じた場合に、その期限を経過したとき。

五　第十一条第一項又は第二項により紛失等の届出が行われたとき。

六・七　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

2　［同上］

（通報）

第十四条　商用渡航カードの名義人及び当該商用渡航カードの名義人を雇用する事業主は、当該商用渡航カードの名義人が商用渡航カードの交付を受けた後に第四条各号又は前条第一項第一号若しくは第七号のいずれかに該当することを知ったときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通報するものとする。

（返納）

第十五条　外務大臣は、商用渡航カードの名義人が商用渡航カードの交付を受けた後に第四条各号のいずれかに該当することが判明した場合又は貿易等に関する事業に従事しないこと若しくは経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加しないことが判明した場合その他商用渡航カードを返納させる必要があると認めるときは、商用渡航カードの名義人に対し、期限を付して、その返納を命ずることができる。

（手数料の額及び納付の方法）

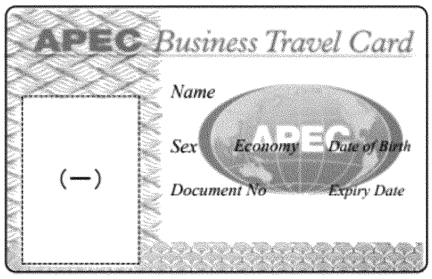
第十六条　第三条第一項（第八条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者は、外務大臣が定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2　［同上］

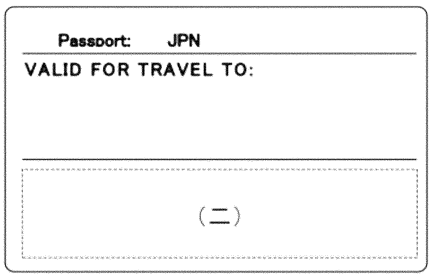
［削る］

別記様式（第六条関係）

（表面）



（裏面）



（注）

1　縦54ミリメートル、横85.5ミリメートルとする。

2　空欄（一）には写真を印刷し、（二）にはＩＣＡＯ標準の機械読取領域を設けるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（有効期間に関する経過措置）

2　この省令による改正前のアジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令第六条（第八条、第十条、第十条の2及び第十二条において準用する場合を含む。）に規定する商用渡航カードの有効期間については、なお従前の例による。

○財務省令第三十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百五条第三項の規定に基づき、税関職員服制（昭和四十四年大蔵省令第五十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一

税関職員服制の一部を改正する省令

税関職員服制（昭和四十四年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

（一）男子

名称	摘要
制帽	
地質	紺色の毛と化学繊維の混紡織物とする。
製式	円形とし、前ひさし及びあごひもは黒色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において、桜花入りの金属製いぶし銀色ボタン各一個で留める。 マチ部分は、メッシュとする。 帽子の側面に銀色のラインを入れる。 形状は、図のとおり。
前章	ポリウレタン製の銀色の「関」の字及び桜花を、ポリウレタン製の銀色の桜の葉五枚で抱き合わせる。 台地は、黒色の織物とする。 形状及び寸法は、図のとおり。
上衣	
地質	制帽に同じ。
製式	シングル前背広型折襟式とし、前面には、中心に桜花を配したいぶし銀色の金属製ボタン三個を一行に付ける。 左上部には、箱型ポケットを一個付ける。 左右の下部には、フラップ付ポケットを各一個付ける。 両肩に地質と同色の肩章を付け、中心に桜花を配したいぶし銀色の金属製ボタン各一個で留める。 右袖にポリウレタン製の袖章を付ける。 後面の上部両端にアクションプリーツを入れる。 後面の裾の両端にベントを入れる。 箱型ポケット上部に、はとめ二個を開ける。 形状は、図のとおり。

ズボン	
地質	制帽に同じ。
製式	長ズボンとし、裾はシングルとする。 前面には、中央部にファスナーを、腰部に折山を縫い止めたひだ一条とアジャスターを付ける。 左右前面脇側及び左右後面に、ポケットを各一個付け、左後面はポリエステル製で地質と同色のボタン一個で留める。 形状は、図のとおり。
合服上衣	
地質	淡青色の化学繊維編物とする。
製式	レギュラーカラー型長袖式とし、前面には、ポリエステル製で紺色のボタン七個（台襟部一個、前立部六個）を一行に付ける。 左右上部には、フラップ付アウトポケットを各一個付け、その中央部につき合わせひだを一条付ける。 フラップは、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 左フラップ付アウトポケット上部に、はとめ二個を開ける。 後面には、ひだ二条を付ける。 両肩に制帽と同色の肩章を付け、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 両袖に剣ボロを付け、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 両袖口は、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留め、調節用のボタン各一個を付ける。 右袖にポリウレタン製の袖章を付ける。 形状は、図のとおり。
盛夏上衣	
地質	淡青色の麻と化学繊維の混紡編物とする。
製式	シャツ型開襟半袖式又はシャツ型開襟長袖式とし、前面には、ポリエステル製で紺色のボタン五個を一行に付ける。 左右上部には、フラップ付アウトポケットを各一個付け、その中央部につき合わせひだを一条付ける。 フラップは、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 左フラップ付アウトポケット上部に、はとめ二個を開ける。 後面には、ひだ二条を付ける。 両肩に制帽と同色の肩章を付け、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 長袖式には、両袖に剣ボロを付け、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 長袖式の両袖口は、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留め、調節用のボタン各一個を付ける。 右袖にポリウレタン製の袖章を付ける。 形状は、図のとおり。

（二）女子

名称	摘要
外とう	
地質	鉄紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
製式	背広型折襟式とし、胸部は二重とし、地質と同色のボタン各三個を二行に付ける。 ポケットは、左右腰部に各一個を斜めに付ける。 後面は、裾の中央部を裂き、地質と同色のボタン二個を付け、胴にはベルトを付ける。 形状は、図のとおり。
雨衣	
地質	鉄紺色の防水布とする。
製式	外とうに同じ。
制帽	
地質	男子制帽に同じ。
製式	ひさしを出したハイバック型とし、頭下部に黒色リボンを巻きつけ、銀色のラインを入れる。 又は、男子制帽に同じ。 形状は、図のとおり。
前章	男子制帽に同じ。
上衣	
地質	男子制帽に同じ。
製式	男子上衣に同じ。
ズボン	
地質	男子制帽に同じ。
製式	男子ズボンに同じ。
合服上衣	
地質	男子合服上衣に同じ。
製式	男子合服上衣に同じ。
盛夏上衣	
地質	男子盛夏上衣に同じ。
製式	男子盛夏上衣に同じ。

（三）階級章

区分	摘要
地質	銀色の長方形で金属製とする。
製式	
税関長	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章三個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。
部長	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章二個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。
部次長及び同相当職	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章一個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。
本関課長及び同相当職	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章三個及び金色の短ざく章二個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。
本関課長補佐及び同相当職	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章二個及び金色の短ざく章二個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。
本関係長及び同相当職	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章一個及び金色の短ざく章二個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。
一般職員（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員）	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章三個及び金色の短ざく章一個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。
一般職員（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員）	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章二個及び金色の短ざく章一個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。
一般職員（定型的な業務を行う職員）	銀色台地に金色で「ＣＵＳＴＯＭＳ」の文字と金色の桜章一個及び金色の短ざく章一個を配する。 形状及び寸法は、図のとおり。

備考

１　階級章は、上衣のはとめに付ける。

２　ネクタイは、紺色とする。

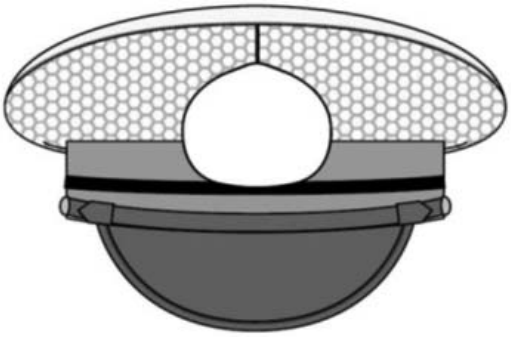
３　ベルトは、黒色とする。

図（男子）

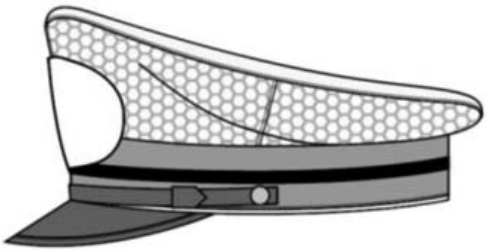
制帽

製式

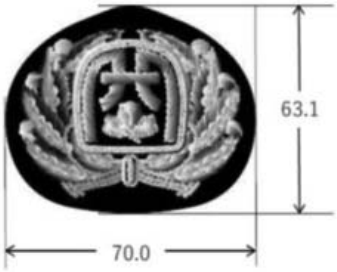
前　面



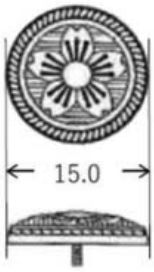
側　面



前　章



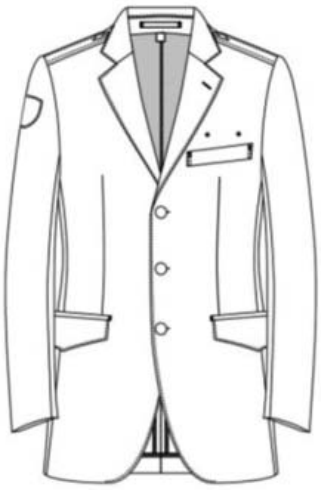
あごひも留めボタン



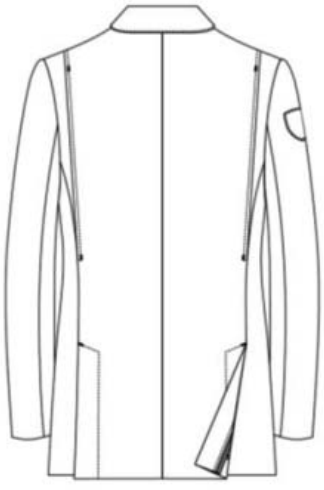
上衣

製式

前　面



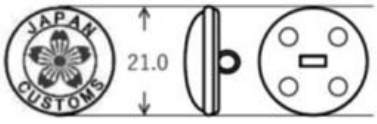
後　面



袖　章



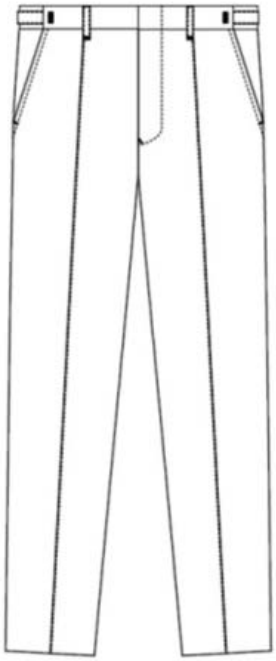
ボタン



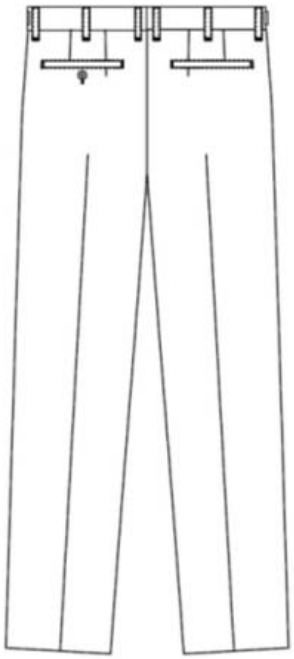
（備考）数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

ズ　ボ　ン
製　式

前　面



後　面



合　服　上　衣
製　式

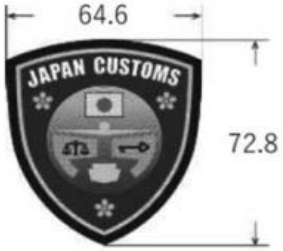
前　面



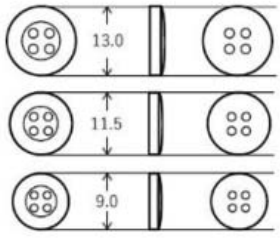
後　面



袖　章



ボタン



盛夏上衣
製式

前面（半袖）



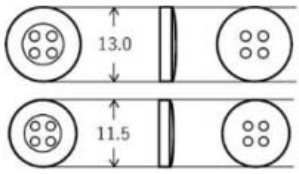
後面（半袖）



袖章



ボタン



前面（長袖）



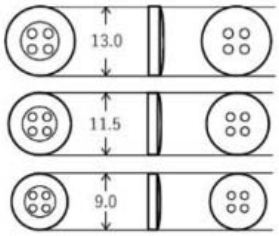
後面（長袖）



袖章



ボタン

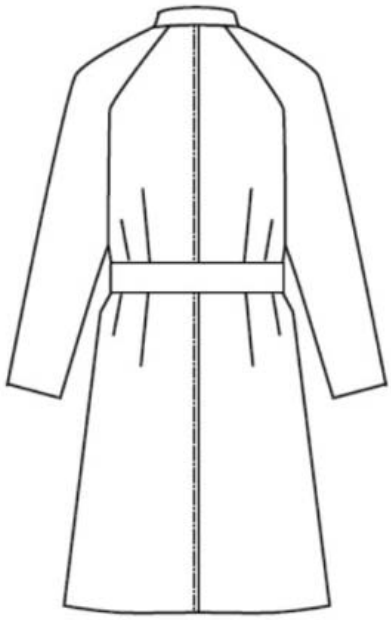


外とう及び雨衣
製式

前面

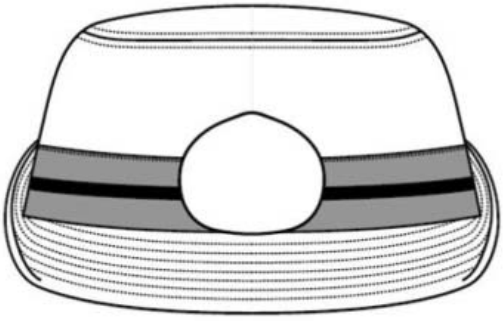


後面

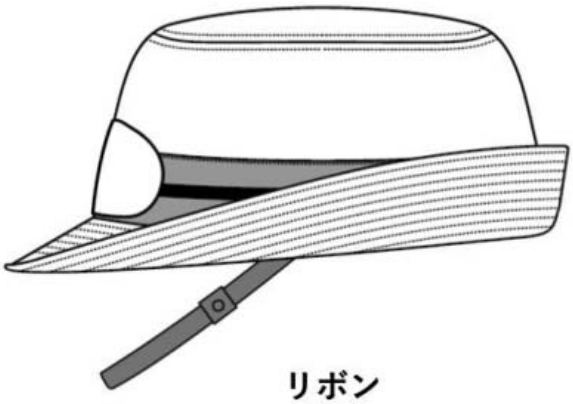


制帽
製式

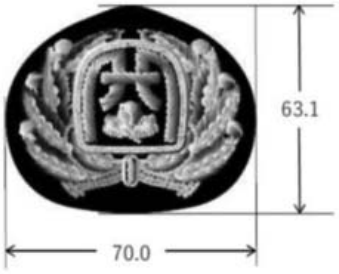
前面



側面



前章



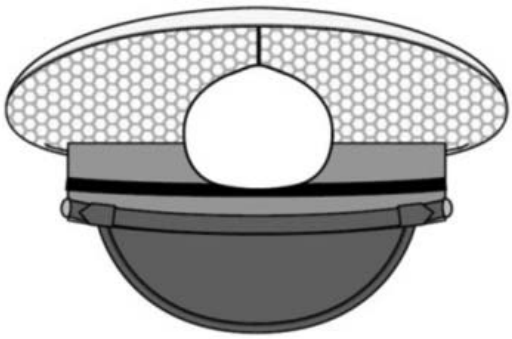
リボン



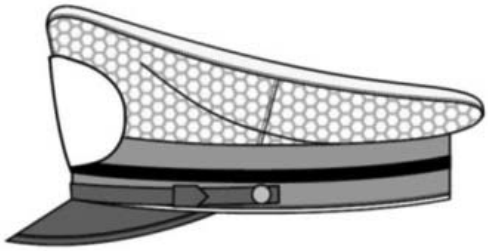
図（女子）

（備考）数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

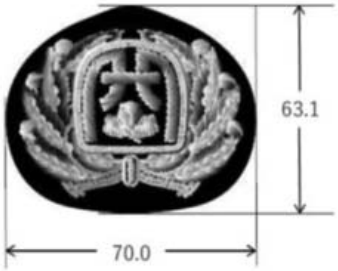
前　面



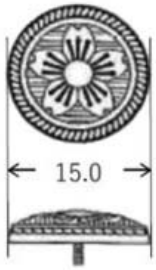
側　面



前　章



あごひも留めボタン

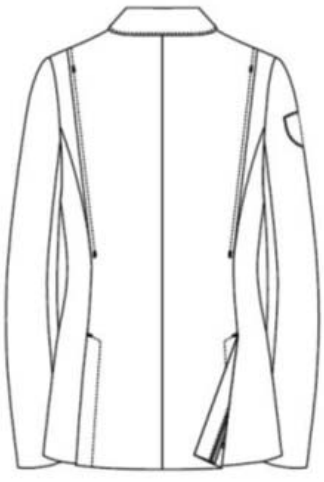


上衣の製式

前　面



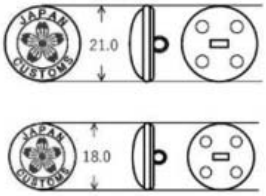
後　面



袖　章

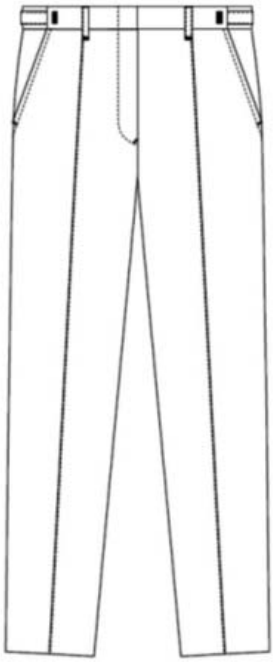


ボタン

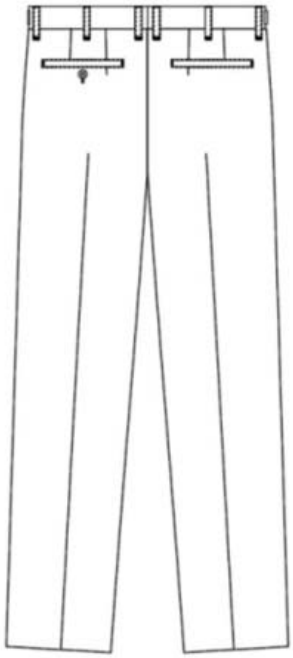


ズボン製式

前　面



後　面



合服上衣製式

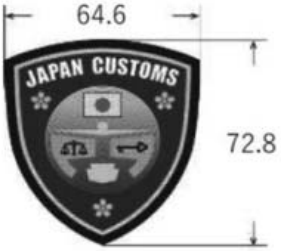
前　面



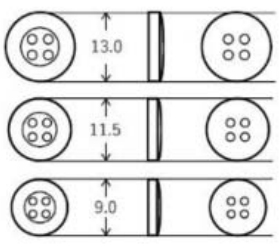
後　面



袖　章



ボタン



盛夏上衣
製式

前面（半袖）



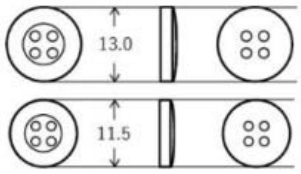
後面（半袖）



袖　章



ボタン



前面（長袖）



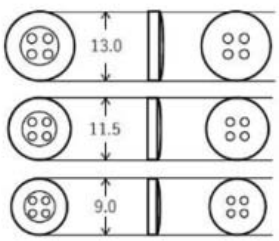
後面（長袖）



袖　章



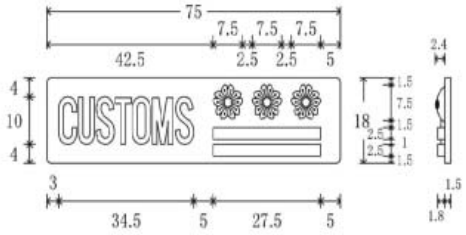
ボタン



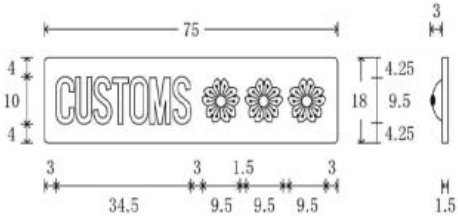
図（階級章）

（備考）数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

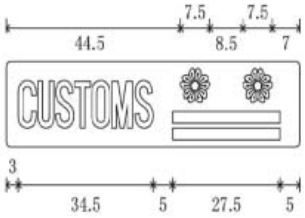
本関課長及び同相当職



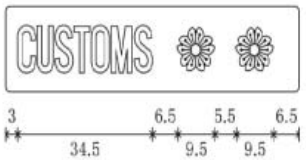
税関長



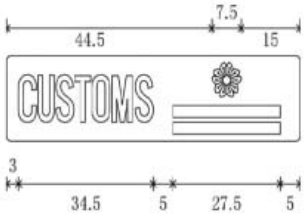
本関課長補佐及び同相当職



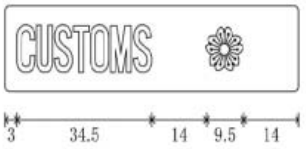
部　長



本関係長及び同相当職



部次長及び同相当職

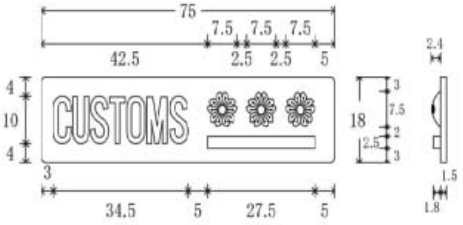


附　則

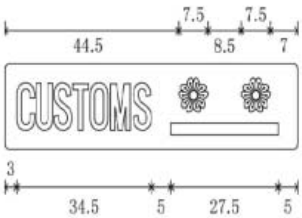
１　この省令は、公布の日から施行する。

２　税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

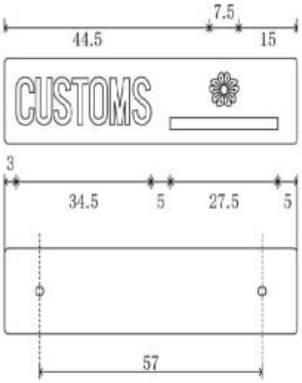
一　般　職　員（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員）



一　般　職　員（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員）



一　般　職　員（定型的な業務を行う職員）



○財務省令第三十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官） **第七条**　［略］ ２　主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及	（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官） **第七条**　［同上］ ２　主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項並びに造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百三号）第二十条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する。

び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する。

3　［略］

（知的財産調査室並びに関税分類調査官、関税評価専門官及び認定事業者調整官）

第二十条　［略］

2　知的財産調査室は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号若しくは第十八号に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第六号まで、第八号又は第十号に定める行為を除く。）を組成する貨物（以下「知的財産侵害貨物」という。）に該当するおそれがある貨物に関する調査に関する事務をつかさどる。

［3～6　略］

（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　［略］

2　外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　略］

九　犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者に関すること（為替実査室の所掌に属するものを除く。）。

［3～8　略］

9　為替実査室は、外国為替及び外国貿易法第五十五条の九の三の規定に基づく指導及び助言に関する事務並びに同法第六十八条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十三条の三十五第一項及び第二項の規定に基づく検査に関する事務をつかさどる。

［10～14　略］

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十三人以内を置く。

［2・3　略］

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百五十二人以内を置く。

［2・3　略］

（公庫等実地監査官）

第二百三十条　［略］

2　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条、産業競争力強化法第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十四条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項、造

3　［同上］

（知的財産調査室並びに関税分類調査官、関税評価専門官及び認定事業者調整官）

第二十条　［同上］

2　知的財産調査室は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号若しくは第十八号に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで、第七号又は第九号に定める行為を除く。）を組成する貨物（以下「知的財産侵害貨物」という。）に該当するおそれがある貨物に関する調査に関する事務をつかさどる。

［3～6　同上］

（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　［同上］

2　外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　同上］

九　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者に関すること（為替実査室の所掌に属するものを除く。）。

［3～8　同上］

9　為替実査室は、外国為替及び外国貿易法第六十八条第一項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十三条の三十五第一項及び第二項の規定に基づく検査に関する事務をつかさどる。

［10～14　同上］

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十六人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官四百三十二人以内を置く。

［2・3　同上］

（公庫等実地監査官）

第二百三十条　［同上］

2　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条、産業競争力強化法第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十四条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項並び

船法第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十八人以内及び金融証券検査官五百七人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百二十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十三人以内を置く。

［２・３　略］

に造船法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法第二十条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十八人以内及び金融証券検査官五百三十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百三十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、近畿財務局の管財部に、上席国有財産監査官三人以内を、東北財務局及び中国財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百二十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十五人以内を置く。

［２・３　略］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官二十一人以内を置く。

２　［略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十七人以内及び監視官三百七十七人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百五十一人以内及び審査官二百七十七人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百九十六人以内及び調査官三百四十九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十人以内及び審理官百六十二人以内を置く。

［２・３　略］

（調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、調査官四人以内を置く。

２　［略］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、近畿財務局の管財部に、上席国有財産監査官三人以内を、東北財務局及び中国財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百三十人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官十八人以内を置く。

２　［同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十七人以内及び監視官三百七十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百五十一人以内及び審査官二百七十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百九十六人以内及び調査官三百四十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十人以内及び審理官百六十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、調査官三人以内を置く。

２　［同上］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官四十七人以内を置く。

［２・３　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百六十五人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十三人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十四人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万千六十八人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十五人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百四十二人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十七人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百五十人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百四十二人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十六人以内を置く。

２　［略］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官四十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百五十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十一人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万千九人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百十人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百三十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百三十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百三十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十三人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十三人以内を、徴収課に、国税実査官二十人以内を置く。

［２・３　略］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十六人以内を置く。

［２・３　略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十七人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千五百八十一人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万六千三百三十三人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十三人以内を置く。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十年法律第五十七号）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）を実施するため、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第三項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する	次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第三項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）。

法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）。	
二～四　［略］	二～四　［同上］
五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第二項、第五十八条第三項、第六十条の十七第三項及び第六十条の二十九第二項	五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第二項及び第五十八条第三項
六～十一　［略］	六～十一　［同上］
十二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第二項で準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第二項	十二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十五条第二項で準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第二項
十三～十八　［略］	十三～十八　［同上］
十九　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第二項	［号を加える］
二十　海上運送法第三十九条の三十七第二項	
二十一　造船法第三十二条第二項	
二十二　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第八項	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十二条第一項及び第三十一条第一項の規定による立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）第二十九条及び第三十九条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

７　第１面の押印は、第２面の法令の条項の欄に記載する各法令の条項に関し、当該法令の条項に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書の様式を定める他の法令において当該証明書に押印が求められていない場合には、これを省略することができる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）を実施するため、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第一項から第五項までの規定による立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。
２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
５　裏面には、参照条文を記載することができる。
６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）を実施するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一

厚生労働大臣　武見　敬三

農林水産大臣　坂本　哲志

経済産業大臣　齋藤　健

環境大臣　伊藤信太郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三十条第一項及び第四十条第一項の規定による立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第二十八条及び第三十一条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。
２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
５　裏面には、参照条文を記載することができる。
６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

厚生労働省
○国土交通省令第一号
環境省

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）を実施するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

厚生労働大臣　武見　敬三

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　伊藤信太郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四号様式を次のように改める。

第十四号様式（第十七条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「〇」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

附則

この省令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

○農林水産省令第二十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

農林水産大臣　坂本　哲志

特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令

特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成三十年農林水産省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵については、第四号に掲げる試験成績）とする。 一～九　（略）	**第二条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（微生物農薬については、第四号に掲げる試験成績）とする。 一～九　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行し、この省令による改正後の特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第二条の規定は、令和六年十月一日以後にされる農薬取締法第三条第一項の登録の申請について適用する。

○農林水産省・環境省令第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）の規定を実施するため、立入検査等の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための農林水産省・環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和六年四月一日

農林水産大臣　坂本　哲志

環境大臣　伊藤**信**太郎

立入検査等の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための農林水産省・環境省関係省令の一部を改正する省令

（特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成五年総理府・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「様式第七」を「様式第三」に改める。

様式第三を次のように改める。

様式第三（第十二条第一項、第三十三条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

様式第七を削る。

（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第三条　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十七年農林水産省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

一　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、別記様式第一のとおりとする。

二　法第十三条第二項の規定により都道府県の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

別記様式中「別記様式」を「別記様式第二（第二号関係）」に改め、同様式裏面備考中「農林水産大臣、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は」を削り、同様式を別記様式第二とし、同様式の前に次の様式を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定国内種事業に係る届出等に関する省令別記様式、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則様式第三及び様式第七並びに農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令別記様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第一（第一号関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○経済産業省令第二十九号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十一第二項及び第十七条の十二第五項の規定に基づき、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（書面の記載事項） **第三十七条**　法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。 一～八　［略］ 九　当該船舶等の燃料用の重油の引火点（日本産業規格K二二六五―三号（引火点の求め方）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。） 十　［略］ 十一　第一号から第十号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油販売業者の署名 （書面の記載事項） **第四十二条**　法第十七条の十二第五項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］	（書面の記載事項） **第三十七条**　法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。 一～八　［略］ ［新設］ 九　［略］ 十　第一号から第九号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油販売業者の署名 （書面の記載事項） **第四十二条**　法第十七条の十二第五項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］
六　重油の引火点（日本産業規格K二二六五―三号（引火点の求め方）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。） 七　［略］ 八　第一号から第七号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油生産業者等の署名又は記名 備考　表中の［　］は注記である。	［新設］ 六　［略］ 七　第一号から第六号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油生産業者等の署名又は記名

附　則

この省令は、令和六年五月一日から施行する。

○経済産業省令第三十号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監督の方法） **第三条**　法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。 一　特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。 二　特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定工事の作業を監督すること。	（監督の方法） **第三条**　法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。 一　特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。 二　特定工事の施工場所において、特定工事の作業を監督すること。

三　特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定ガス消費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。	三　特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。
四　前三号の規定により事務所その他の適切な業務場所において指示、監督及び確認（以下「指示等」という。）を実施するに当たつては、特定工事の施工場所における指示等の実施と同等の効果を有するよう適切な情報通信技術を用いること。	［新設］
（公示等） **第五条**　経済産業大臣は、次の表の上端に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。	（公示等） **第五条**　経済産業大臣は、次の表の上端に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。
［略］　［略］	［略］　［略］
2　［略］	2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　**齋藤　健**

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第一条　発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和三年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えるおそれのある施設等の防止） **第三条**　［略］ 2　発電用太陽電池設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。	（人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えるおそれのある施設等の防止） **第三条**　［略］ 2　発電用太陽電池設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。
（取扱者以外の者に対する危険防止措置） **第三条の二**　電気機械器具、母線等を施設する発電用太陽電池設備であって、小規模発電設備であるもの（一般用電気工作物であるものを除く。）には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に接近するおそれがないように適切な措置を講じなければならない。	［新設］
（公害等の防止） **第六条**　［略］ 2　発電用太陽電池設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所に設置する発電用太陽電池設備」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。	（公害等の防止） **第六条**　［略］ 2　発電用太陽電池設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所に設置する発電用太陽電池設備」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取扱者以外の者に対する危険防止措置） **第三条**　［略］ 2　発電用風力設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「風力発電所」とあるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と読み替えて適用するものとする。 （風車の安全な状態の確保） **第五条**　［略］ 2　発電用風力設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「安全かつ自動的に停止するような措置」とあるのは「安全な状態を確保するような措置」と読み替えて適用するものとする。 3　［略］	（取扱者以外の者に対する危険防止措置） **第三条**　［略］ 2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「風力発電所」とあるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と読み替えて適用するものとする。 （風車の安全な状態の確保） **第五条**　［略］ 2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「安全かつ自動的に停止するような措置」とあるのは「安全な状態を確保するような措置」と読み替えて適用するものとする。 3　［略］
（風車を支持する工作物） **第七条**　［略］ 2　発電用風力設備が小規模発電設備である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないように適切な措置を講じること。 （公害等の防止） **第八条**　［略］ 2　発電用風力設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。 備考　表中の［　］は注記である。	（風車を支持する工作物） **第七条**　［略］ 2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないように適切な措置を講じること。 （公害等の防止） **第八条**　［略］ 2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令第三条の二の規定は、この省令の施行の際現に太陽電池発電設備を設置し、その使用を開始している者の当該使用を開始している太陽電池発電設備については、適用しない。

○経済産業省
国土交通省
環境省令第三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）を実施するため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　**齋藤　健**
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「様式第二十三」を「同条第一項の規定による立入検査にあっては様式第二十、同条第二項の規定による立入検査にあっては様式第二十三」に改める。

様式第二十を次のように改める。

様式第二十（立入りの身分証明書）（第三十一条及び第三十四条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「〇」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

様式第二十三表面中「主務大臣（地方支分部局長・都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令・環境省令第六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）を実施するため、立入検査の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健

環境大臣　伊藤信太郎

立入検査の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部改正）

第一条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（昭和六十一年通商産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第一（第十二条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「〇」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部改正）

第二条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成五年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第６条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

（特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三条　特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令（平成七年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「様式第二」を「様式第一」に改める。

第三十条中「様式第三」を「様式第一」に改める。

第四十六条中「様式第五」を「様式第一」に改める。

様式第一を次のように改める。

様式第1（第10条、第22条、第30条、第46条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

様式第二を次のように改める。

様式第２　削除

様式第三を次のように改める。

様式第３　削除

様式第五を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令様式第一、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令別記様式並びに特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令様式第一から様式第三まで及び様式第五（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省・環境省令第七号

特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）及び関係法令を実施するため、経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健

環境大臣　伊藤信太郎

経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省・通商産業省令第一号）第三十二条及び第四十九条、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第九十二条、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第百二十一条、百三十二条、第百三十八条及び第百四十条、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成二十五年経済産業省・環境省令第三号）第十七条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（令和四年経済産業省・環境省令第一号）第三十九条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第九十二条第二項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第百四十条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。
一　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第四十条第一項及び第五十三条第一項	（新設）
二　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第八十三条第一項及び第九十二条第一項	一　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第九十二条第一項
三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第百二条第一項（同法第百十三条及び同法第百十条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第百三十一条第一項及び第二項	二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第百三十一条第一項
四　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第十七条第一項	（新設）
五　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第五十六条第一項から第三項まで	（新設）

別記様式第1面中「都道府県知事（市町村長・区長）」を「発行者」に改め、第2面中（備考）5の次に次の1項を加える。

6　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第四十八号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件） **第十二条の十四の四**　令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる水バラストの積込みを行う海域の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。 一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域又は外国の港の区域（次号において「特定区域」という。）のうちの一の港の区域（当該一の港の区域が別の港の区域に接する場合においては、当該別の港の区域を含む。以下この号において同じ。）一の港の区域内において行われる有害水バラストの排出であること。 二　（略）	（令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件） **第十二条の十四の四**　令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる水バラストの積込みを行う海域の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。 一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域又は外国の港の区域（次号において「特定区域」という。）のうちの一の港の区域（当該一の港の区域が別の港の区域に接する場合においては、当該別の港の区域を含む。以下この号において同じ。）一の港の区域内において行われる有害水バラストの排出であること。 二　（略）

（湖沼等における準用等）

第十二条の十四の十七　第十二条の十四の四の規定は令第九条の四第一号の国土交通省令で定める要件について、第十二条の十四の五の規定は令第九条の四第二号の国土交通省令で定める事項について、第十二条の十四の三第一項の規定は令第九条の四第三号の国土交通省令で定める船舶類について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第一項第二号中「排出」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とすこと」と、第十二条の十四の四中「海域」とあるのは「湖沼等」と、同条第一号中「港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）」とあるのは「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。次号及び次条において同じ。）」と、同条第二号中「有害水バラストの排出」とあり、及び第十二条の十四の五中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同条中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

2～4　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（湖沼等における準用等）

第十二条の十四の十七　第十二条の十四の四の規定は令第九条の四第一号の国土交通省令で定める要件について、第十二条の十四の五の規定は令第九条の四第二号の国土交通省令で定める事項について、第十二条の十四の三第一項の規定は令第九条の四第三号の国土交通省令で定める船舶類について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第一項第二号中「排出」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とすこと」と、第十二条の十四の四中「海域」とあるのは「湖沼等」と、同条第一号中「港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）」とあるのは「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。次号及び次条において同じ。）」と、同条第二号中「有害水バラストの排出」とあり、及び第十二条の十四の五中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同条中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

2～4　（略）

○国土交通省令第四十九号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（港湾区域についての同意を要する協議） **第二条**　法第四条第四項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により港湾区域について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域協議書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。 一・二　（略） 三　予定港湾区域と港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係 四～六　（略） 2　（港湾区域の届出） **第二条の三**　法第四条第八項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾区域について届出をしようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。 一・二　（略） 三　港湾区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係	（港湾区域についての同意を要する協議） **第二条**　法第四条第四項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により港湾区域について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域協議書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。 一・二　（略） 三　予定港湾区域と港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係 四～六　（略） 2　（港湾区域の届出） **第二条の三**　法第四条第八項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾区域について届出をしようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。 一・二　（略） 三　港湾区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

四・五　（略）

2　（港湾区域の変更についての同意を要する協議）

第三条　法第九条第二項又は第三十三条第二項において準用する法第四条第四項の規定により港湾区域の変更について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更協議書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一・二　（略）

三　変更しようとする区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

四　（略）

2　（港湾区域の変更の届出）

第三条の二　法第九条第二項又は第三十三条第二項において準用する法第四条第八項の規定により港湾区域の変更について届出をしようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一・二　（略）

三　変更する区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

四　（略）

2　（略）

四・五　（略）

2　（港湾区域の変更についての同意を要する協議）

第三条　法第九条第二項又は第三十三条第二項において準用する法第四条第四項の規定により港湾区域の変更について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更協議書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一・二　（略）

三　変更しようとする区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

四　（略）

2　（港湾区域の変更の届出）

第三条の二　法第九条第二項又は第三十三条第二項において準用する法第四条第八項の規定により港湾区域の変更について届出をしようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一・二　（略）

三　変更する区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

四　（略）

2　（略）

改正後	改正前
（港湾台帳） **第十四条**　（略） ２　（略） ３　図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。 一　区域平面図は、縮尺五万分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。 イ～ニ　（略） ホ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域 二・三　（略） ４　（略）	（港湾台帳） **第十四条**　（略） ２　（略） ３　図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。 一　区域平面図は、縮尺五万分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。 イ～ニ　（略） ホ　漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域 二・三　（略） ４　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第五十号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第二条第二項第一号イ及び第二号の規定に基づき、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

○国土交通省令第五十一号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部改正）

第一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公園の施設） **第二条**　令第一条第十二号に規定する主務大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。 （災害状況報告の様式） **第四条**　令第一条に規定する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道及び公園について災害が生じた場合における令第五条第一項の主務省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。	（公園の施設） **第二条**　令第一条第十一号に規定する主務大臣の指定する施設は、植栽及びいけがきとする。 （災害状況報告の様式） **第四条**　令第一条に規定する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道及び公園について災害が生じた場合における令第五条第一項の主務省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（都市開発事業に係る公共の用に供する施設） **第二条**　法第二条第二項第一号イの国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　水道 四～九　（略） （都市開発事業に係る都市機能の増進に資する施設） **第四条**　法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　水道 三　（略）	（都市開発事業に係る公共の用に供する施設） **第二条**　法第二条第二項第一号イの国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （新設） 三～八　（略） （都市開発事業に係る都市機能の増進に資する施設） **第四条**　法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一　（略） （新設） 二　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式第一及び別記様式第二を次のように改める。

別記

様式第一（第四条関係）

第一表

（１）総括

番　　号
年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　あて

都道府県知事　氏　　名

災　害　報　告　書

年　　月　　日から　　月　　日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条の規定により報告します。

記

（総括表）　（金額の単位：千円）

区分		前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計	
		自　月　日：至　月　日 異常気象名 気象コード		自　月　日：至　月　日 異常気象名 気象コード		自　月　日：至　月　日 異常気象名 気象コード		自　月　日：至　月　日 異常気象名 気象コード			
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
都道府県工事	河川										
	海岸（港湾に係るもの）										
	海岸（その他）										
	砂防設備										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路										
	橋梁										
	港湾										
	水道										
	下水道										
	公園										
	計										
市町村工事	河川										
	海岸（港湾に係るもの）										
	海岸（その他）										
	砂防設備										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路										
	橋梁										
	港湾										
	水道										
	下水道										
	公園										
	計										
計	河川										
	海岸（港湾に係るもの）										
	海岸（その他）										
	砂防設備										
	地すべり防止施設										
	急傾斜地崩壊防止施設										
	道路										
	橋梁										
	港湾										
	水道										
	下水道										
	公園										
	計										

（市町村別内訳表）　　（金額の単位：千円）

市町村名	前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計	
	自月日：至月日		自月日：至月日		自月日：至月日		自月日：至月日			
	異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名			
	気象コード		気象コード		気象コード		気象コード			
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額

（災害原因）

主な被害市町村						
連続雨量	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル
最大日雨量	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／日	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／日	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／日
最大時間雨量	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／時	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／時	月　日　時～ 月　日　時	ミリメートル ／時
最大平均風速	月　日　時　分～ 時　分	メートル ／秒	月　日　時　分～ 時　分	メートル ／秒	月　日　時　分～ 時　分	メートル ／秒
最大潮位	月　日　時　分	メートル	月　日　時　分	メートル	月　日　時　分	メートル
最大波高	月　日　時　分	メートル	月　日　時　分	メートル	月　日　時　分	メートル
その他						

備　考

１　海岸（港湾に係るもの）及び港湾の欄の記載事項は、第一表の（２）の港湾関係災害報告書を基に記載すること。

２　総括表の市町村工事及び市町村工事内訳表については、令第５条第２項の規定によって取りまとめたものを記載すること。

３　災害原因の「最大潮位」欄及び「最大波高」欄には、各地の基準面からの測定値を記載すること。

４　既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、２段に分けて記載すること。

（２）港湾（港湾に係る海岸を含む。）

番　　号
年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　あて

都道府県知事　氏　　名

港　湾　関　係　災　害　報　告　書

年　　月　　日から　　月　　日までの（異常気象名）により港湾関係公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条の規定により報告します。

記

管理者区分	港湾名	港湾又は海岸の別	位置			施設名	金額	摘要
			郡市	町村	大字			
都道府県								
	（計）							
市町村								
	（計）							
総計								

備　考

１　この報告書は、災害ごとにとりまとめること。

２　災害原因である気象等の状況がわかるように、日雨量（ミリメートル）、連続雨量（ミリメートル）、風速（メートル）、潮位（メートル）、波高（メートル）、台風の中心示度（ヘクトパスカル）その他の観測項目について観測値、観測の日時及び場所その他必要な事項を記したものを添付すること。

３　市町村分については、令第５条第２項の規定によって取りまとめたものを記載すること。なお、令第５条第１項の規定により市町村長が都道府県知事に報告する様式は、この様式に準じて作成す

ること。

４　参考として他の公共土木施設災害の被害状況に関するものを添付すること。ただし、総括表の記載事項で足りる場合はこの限りではない。

５　必要に応じて公共土木施設以外の主な災害の被害状況に関するものを添付すること。

第二表

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事　氏　　名　あて

市町村長　氏　　名

災　害　報　告　書

年　　月　　日から　　月　　日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条の規定により報告します。

記

（金額の単位：千円）

区分	前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計	
	自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日		自　月　日：至　月　日			
	異常気象名		異常気象名		異常気象名		異常気象名			
	気象コード		気象コード		気象コード		気象コード			
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
河川										
海岸（港湾に係るもの）										
海岸（その他）										
砂防設備										
地すべり防止施設										
急傾斜地崩壊防止施設										
道路										
橋梁										
港湾										
水道										
下水道										
公園										
計										

備　考

１　港湾関係の災害報告書は、第一表の（２）の様式に準じて作成すること。また、本表における海岸（港湾に係るもの）及び港湾の欄の記載事項は、第一表の（２）に準じて作成した港湾関係災害報告書を基に記載すること。

２　既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、二段に分けて記載すること。

様式第二（第五条関係）

目　　論　　見　　書

（地方公共団体名）

工事番号	事務所名	河川名、路線名、港湾名等	位置			申請額		決定額※		査定方法	緊急順位	設計概要		経済効果	異常気象	摘要
			郡市	町村	大字	工事費	内転属又は内未成	工事費	内転属又は内未成			申請	決定※			
1																
2																
計																

備　考

１　工事については、次の順序で記載し、港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事及び公園工事については、別葉とすること。

①　河川工事
②　海岸（港湾に係るものを除く。）工事
③　砂防工事
④　地すべり防止工事
⑤　急傾斜地崩壊防止工事
⑥　道路工事
⑦　橋梁工事
⑧　港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事
⑨　水道工事
⑩　下水道工事
⑪　公園工事

２　「河川名、路線名、港湾名等」の欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は海岸の別を併記すること。

３　「異常気象」の欄には、気象コード、被災年月日、異常気象名を記載すること。

４　「摘要」欄の記載は、次によること。

（１）　総合単価を使用したものについては、「㊎」を記載すること。

（２）　離島振興対策実施地域、奄美群島又は小笠原諸島におけるものについては、「㊏」を記載すること。

（３）　内転属又は内未成のあるものについては、それらに係る前災の発生年及び工事番号を記載すること。

５　※の欄には、記載しないこと。

別記様式第六を次のように改める。

様式第六（第十二条関係）

（河川等の場合）

第一表

年公共土木施設災害復旧事業一部成功表

都道府県（市町村）工事　　自　年　月

国庫負担率（　）　　至　年　月

（金額の単位：円）

工事費等		決定		再調査		実施設計		竣功		摘要
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
工事費	河川									
	海岸（港湾に係る海岸を除く）									
	砂防設備									
	地すべり防止施設									
	急傾斜地崩壊防止施設									
	道路									
	橋梁									
	水道									
	下水道									
	計　A									
残存物件等評価額　B										
国庫負担基本額　A－B										

備　考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が一部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災別に作成すること。

2　分割施行又は一部施越に係る箇所数は、初年度を実数で記載し、次年度以降は、外書きして（　）で囲むこと。

第二表

年公共土木施設災害復旧事業全部成功表

都道府県（市町村）工事　　（金額の単位：円）

施行年度	決定工事費又は再調査工事費		国庫負担基本額				国庫負担金精算額	国庫負担金受入額	既返還額	今回要返還額	摘要
	箇所数	工事費	箇所数	工事費 A	残存物件等評価額 B	差引計 A－B					
計											

備　考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に各年災別に作成すること。

2　廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。

3　全部成功において負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。

第三表

年公共土木施設災害復旧事業成功箇所表

都道府県（市町村）工事

国庫負担率（　）

（金額の単位：円）

河川名、路線名等	工事番号	決定工事費 A	再調査工事費 A′	実施設計額	竣功工事費 B	差引（A又はA′）－B		変更理由	摘要
						増	減		

計									

備　考

１　「河川名、路線名等」欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにすること。

２　設計変更の同意を得たものについては、その指令番号及び年月日を「摘要」欄に記載すること。

３　都道府県工事にあっては、土木事務所ごとに記載すること。

（公園の場合）

第一表

年公共土木施設災害復旧事業一部成功表

都道府県（市町村）工事　　自　　年　　月

国庫負担率（　）　　至　　年　　月

（金額の単位：円）

工事費等		決定		再調査		実施設計		竣功		摘要
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
工事費	A									
残存物件等評価額	B									
国庫負担基本額	A－B									

備　考

１　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が一部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災別に作成すること。

２　分割施行又は一部施越に係る箇所数は、初年度を実数で記載し、次年度以降は、外書きして（　）で囲むこと。

第二表

年公共土木施設災害復旧事業全部成功表

都道府県（市町村）工事　　（金額の単位：円）

施行年度	決定工事費又は再調査工事費		国庫負担基本額				国庫負担金精算額	国庫負担金受入額	既返還額	今回要変還額	摘要
	箇所数	工事費	箇所数	工事費 A	残存物件等評価額 B	差引計 A－B					
計											

備　考

１　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に各年災別に作成すること。

２　廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。

３　全部成功において負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。

第三表

年公共土木施設災害復旧事業成功箇所表

都道府県（市町村）工事

国庫負担率（　）

（金額の単位：円）

公園名	工事番号	決定工事費 A	再調査工事費 A′	実施設計額	竣功工事費 B	差引（A又はA′）－B		変更理由	摘要
						増	減		

計									

備　考

１　設計変更の同意を得たものについては、その指令番号及び年月日を「摘要」欄に記載すること。

２　都道府県工事にあっては、土木事務所ごとに記載すること。

（港湾（港湾に係る海岸を含む。）の場合）

年公共土木施設災害復旧事業成功表

（　　年災）　　地方公共団体名　　（金額の単位：円）

工事番号	港名	当初決定工事費				年度実施			年再調査決定工事				年度実施			年再調査決定工事				年度実施			合計			摘要
		工種	数量	金額	未成額	数量	竣功額	未成額	工種	数量	金額	未成額	数量	竣功額	未成額	工種	数量	金額	未成額	数量	竣功額	未成額	数量	竣功額	未成額	
計																										

備　考　精算の内訳について記載した書類を添付すること。

（独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監事の調査の対象となる書類） **第三条**　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」という。）及び独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の規定に基づき農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に提出する書類とする。	（監事の調査の対象となる書類） **第三条**　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」という。）及び独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の規定に基づき厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に提出する書類とする。

（国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部改正）

第三条　国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第三項に規定する簡易水道事業を除く。以下この号において同じ。）及び同条第四項に規定する水道用水供給事業　水道事業又は水道用水供給事業を経営する者の当該事業の用に供する浄水施設（一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を経営する者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。）において、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。以下この条において同じ。） 二　（略） 三　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業　次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム イ　当該事業の用に供する自動車（ロ及び次条第三号ハにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画を作成する機能 ロ　当該配車計画に基づき配車した事業用自動車の現在地及び貨物の運送に係る状況（第十二条第三号イ及びロにおいて「現在地等」という。）を確認するための機能 ハ・ニ　（略）	（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 （新設） 一　（略） 二　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業　次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。次号及び第四号において同じ。） イ　当該事業の用に供する自動車（ロ及び次条第二号ハにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画を作成する機能 ロ　当該配車計画に基づき配車した事業用自動車の現在地及び貨物の運送に係る状況（第十二条第二号イ及びロにおいて「現在地等」という。）を確認するための機能 ハ・ニ　（略）

四　（略）

五　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第五号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（次条第五号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）　飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム

六　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号及び次条第六号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業　飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　前条第一号に掲げる事業　次のいずれかの事業を経営する者であること。

イ　給水人口が百万人を超える水道事業

ロ　一日に給水することができる最大の水量が五十万立方メートルを超える水道用水供給事業

二　前条第二号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、その経営する当該事業に係る路線の営業キロ程の合計が千キロメートル以上であるものであること。

三　前条第三号に掲げる事業　当該事業を行う者（特別積合せ貨物運送（貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。イにおいて同じ。）を行うものに限る。以下この号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ～ニ　（略）

四　前条第四号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

五　前条第五号に掲げる事業　当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

六　前条第六号に掲げる事業　当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一条第一号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　浄水処理の各工程の稼働状況の包括的かつ集中的な監視及び当該各工程の制御の用に供するサーバーとして機能するハードウェア

三　（略）

四　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第四号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（次条第四号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）　飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム

五　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号及び次条第五号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業　飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（新設）

一　前条第一号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、その経営する当該事業に係る路線の営業キロ程の合計が千キロメートル以上であるものであること。

二　前条第二号に掲げる事業　当該事業を行う者（特別積合せ貨物運送（貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。イにおいて同じ。）を行うものに限る。以下この号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ～ニ　（略）

三　前条第三号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

四　前条第四号に掲げる事業　当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

五　前条第五号に掲げる事業　当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（新設）

ロ　イに掲げるサーバーに搭載されたオペレーティングシステム（監視及び制御に係るものに限る。）

ハ　イに掲げるサーバーに搭載されたミドルウェア（監視及び制御に係るものに限る。）

ニ　イに掲げるサーバーに搭載されたアプリケーション（監視及び制御に係るものに限る。）

二　第一条第二号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

四　第一条第四号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

六　第一条第六号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

（法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）

第十三条　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

五　届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六　（略）

（勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令）

第二十二条　国土交通大臣は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに法第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を国土交通大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずるときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した書面を交付する方法により行うものとする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行に関する省令の一部改正）

第四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行に関する省令（平成二十三年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一　第一条第一号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの イ～ニ　（略） 二　第一条第二号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの イ・ロ　（略） 三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの イ・ロ　（略） 四　第一条第四号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの イ～ハ　（略） 五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの イ～ニ　（略） （法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一～四　（略） 五　届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合 六　（略） （勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令） **第二十二条**　国土交通大臣は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を国土交通大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずるときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した書面を交付する方法により行うものとする。	

改正後	改正前
（公園の施設） **第一条**　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（以下「令」という。）第一条の二第四号に規定する国土交通大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。	（公園の施設） **第一条**　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（以下「令」という。）第一条第四号に規定する国土交通大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第七条第一項及び第三項並びに第二十二条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（補助金等の交付の条件） **第五条**　国土交通大臣は、補助金等の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一　補助事業等に要する経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその承認を受けるべきこと。 二　補助事業等の内容の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその承認を受けるべきこと。 三　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその承認を受けるべきこと。 四　（略） 2　（略） 別表第一（第六条関係）	（補助金等の交付の条件） **第五条**　国土交通大臣は、補助金等の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一　補助事業等に要する経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。 二　補助事業等の内容の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。 三　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。 四　（略） 2　（略） 別表第一（第六条関係）

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
（略）		
地方創生道整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金		（略）
地域産業基盤整備推進交付金		地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画（地域産業基盤整備推進交付金の交付を受けて地域産業基盤の整備その他の取組を行うため定められた計画をい

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
（略）		
地方創生道整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金		（略）

（略）		
		う。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの

別表第三（第十一条関係）

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間（年）
	施設整備等の分類	財産名	構造規格等	
（略）				（略）
河川総合開発事業費補助 治水ダム等建設業費補助	（略）			
水道施設整備費補助 水道水源開発等施設整備費補助	構築物	取水設備		四十
		導水設備		五十
		浄水設備		六十
		配水設備		六十
		橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	六十
			鉄骨造のもの	四十八
		配水管	木造のもの	十八
			鋳鉄製のもの	四十
			その他のもの	二十五
		配水管附属設備		三十
		えん堤	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	八十
			れんが造又は石造のもの	五十
			土造のもの	四十
		貯水池	鉄筋コンクリート造のもの	四十
		高架水そう	金属造のもの	二十
			木造のもの	十
		さく井		十
		電信電話線		三十

（略）		
		う。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの

別表第三（第十一条関係）

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間（年）
	施設整備等の分類	財産名	構造規格等	
（略）				（略）
河川総合開発事業費補助 治水ダム等建設業費補助	（略）			

		その他のもの	六十
	機械及び装置	鉄筋コンクリート造のもの	六十
		コンクリート造又はれんが造のもの	四十
		石造のもの	五十
		金属造のもの	四十五
		木造のもの	十五
		汽力発電設備	十五
		内燃力発電設備	十五
		蓄電池電源設備	六
		その他のもの	二十
		ポンプ設備	十五
		薬品注入設備	十五
		滅菌設備	十
		通信設備	九
		計測設備	十
		計量器	八
		量水器	十
		その他のもの	十七
		荷役設備	十五
		修繕検査設備	十七
		その他のもの	
		主として金属造のもの	八
		主として木造のもの	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行し、この省令による改正後の国土交通省所管補助金等交付規則（次項において「新規則」という。）別表第一の規定は、令和五年度の予算から適用する。

（経過措置）

2　新規則第五条第一項及び別表第三の規定は、令和六年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、令和五年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和六年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和五年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和六年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

○国土交通省環境省令第三号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四十七条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、並びに水道法を実施するため、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　伊藤信太郎

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第四章　（略） 第五章　雑則 第一節　立入検査（第五十七条） 第二節　権限の委任（第五十八条） 第三節　情報通信の技術の利用（第五十九条―第六十八条） 附則 （財務諸表等の備付け及び閲覧等） **第十四条の十**　（略） ２　登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　（略） 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　（略） ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 （定期及び臨時の水質検査） **第十五条**　（略） ２～７　（略） ８　法第二十条第三項ただし書（法第三十一条及び法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。 一～六　（略） （情報通信の技術を利用する方法） **第十五条の九**　法第二十条の十第二項第四号に規定する国土交通省令・環境省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 （水道施設運営等事業に関する特例） **第十七条の十二**　法第二十四条の八第一項の規定により水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合における第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六及び第五十八条の規定の適用については、第十二条第一号中「料金」とあるのは「料金（水道施設運営権者が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金を含む。第三号から第五号並びに次条から第十二条の四まで、第十二条の六及び第五十八条第三号において同じ。）」とする。	目次 第一章～第四章　（略） 第五章　雑則（第五十七条） 附則 （財務諸表等の備付け及び閲覧等） **第十四条の十**　（略） ２　登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　（略） 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　（略） ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 （定期及び臨時の水質検査） **第十五条**　（略） ２～７　（略） ８　法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。 一～六　（略） （情報通信の技術を利用する方法） **第十五条の九**　法第二十条の十第二項第四号に規定する国土交通省令・環境省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 （水道施設運営等事業に関する特例） **第十七条の十二**　法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第十四条第三項及び第五項、第二十条第三項ただし書、第二十二条、第二十二条の二第一項並びに第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六、第十五条、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十二条第一号中「料金」とあるのは「料金（水道施設運営権者が自らの収入として収

２　法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、法第二十二条、法第二十二条の二第一項及び法第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十五条、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十五条第八項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」と、同条第二項中「更新」とあるのは「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。）」とする。

第五章　雑則

第一節　立入検査

（証明書の様式）

第五十七条　法第二十条の十五第二項（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）、法第二十五条の二十二第二項及び法第三十九条第四項（法第二十四条の三第六項及び法第二十四条の八第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により国土交通省又は環境省の職員の携帯する証明書は、様式第十二とする。

２　法第三十九条第四項（法第二十四条の三第六項及び法第二十四条の八第二項の規定によりみなして適用する場合並びに法第四十条第九項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により都道府県又は市町村（特別区を含む。次項において同じ。）の職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。

３　前項の規定にかかわらず、法第三十九条第四項の規定により都道府県又は市町村の職員の携帯する証明書は、様式第十二とすることができる。

第二節　権限の委任

第五十八条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一　法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による水道基盤強化計画の報告を受理すること。

二　法第十三条第一項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による給水開始前の届出を受理し、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。

三　法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出を受理すること。

四　法第二十四条の三第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による業務の委託の届出及び委託に係る契約が効力を失つたときの届出を受理すること。

五　国の設置する専用水道に係る法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による給水開始前の届出を受理し、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。

六　国の設置する専用水道に係る法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出及び委託に係る契約が効力を失つたときの届出を受理すること。

第三節　情報通信の技術の利用

（定義）

第五十九条　この節において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この節において「電子文書法」という。）において使用する用語の例による。

受する水道施設の利用に係る料金を含む。第三号から第五号まで、次条から第十二条の四まで及び第十二条の六において同じ。）と、第十五条第八項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」と、同条第二項中「更新」とあるのは「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。）」とする。

第五章　雑則

（新設）

（証明書の様式）

第五十七条　法第二十条の十五第二項（法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二とする。

２　法第二十五条の二十二第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。

３　法第三十九条第四項（法第四十条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の三とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第六十条　電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

一　法第二十条の十第一項（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の保存

二　法第二十条の十四（法第三十一条及び法第三十四条第一項において準用する場合並びに法第三十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存

三　法第二十二条の三（法第二十四条の三第六項及び法第二十四条の八第二項（これらの規定を法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合並びに法第三十一条において準用する場合を含む。第六十二条第一号において同じ。）の規定による水道施設の台帳の保存

四　第十四条の十第一項の規定による財務諸表等の保存

五　第十四条の十四の規定による帳簿の保存

六　第十五条第八項第二号（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による委託契約書の保存

（電磁的記録による保存の方法）

第六十一条　民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

2　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。

3　前条各号に規定する規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（当該書面の保存が義務付けられている場所をいう。以下この項及び第六十五条において同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第六十二条　電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、次に掲げる作成とする。

一　法第二十二条の三の規定による水道施設の台帳の作成

二　第十五条第八項第一号（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による委託契約書の作成

（電磁的記録による作成の方法）

第六十三条　民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第六十四条　電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

一　法第二十条の十第二項第一号（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の縦覧等

二　第十四条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の縦覧等

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第六十五条　民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

（電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第六十六条　電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

一　法第二十条の十第二項第二号（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により請求された財務諸表等の謄本又は抄本の交付等

二　第十四条の十第二項第二号の規定により請求された財務諸表等の謄本又は抄本の交付等

（電磁的記録による交付等の方法）

第六十七条　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

イ　民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による承諾）

第六十八条　民間事業者等は、電子文書法第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、次に掲げる事項を当該交付等の相手方に示さなければならない。

一　前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（新設）

（新設）

（新設）

様式第十二（第五十七条関係）

様式第十二を次のように改める。

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「〇」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

様式第十二の二を削り、様式第十二の三中「第五十七条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、「国土交通大臣」を削り、同様式を様式第十二の二とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和六年厚生労働省令第六十五号。次項において「厚生労働省関係整理等省令」という。）による改正前の様式により使用されている身分証明書（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の職員が携帯するものに限る。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある厚生労働省関係整理等省令による改正前の様式及びこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○環境省令第十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

環境大臣　伊藤信太郎

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（承継の協議又は承認の申請） **第六条**　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類（運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）を添付するものとする。 一～六　（略） 七　その他環境大臣が必要と認める書類 3～6　（略） （国定公園事業に関する規定の準用） **第九条**　第一条の三及び第二条の規定は、法第十六条第二項の協議及び同条第三項の認可について、第三条から第五条まで、第六条第三項及び第四項並びに第七条の規定は法第十六条第二項の協議をした者について、第三条から第七条までの規定は法第十六条第三項の認可を受けた者について、前条の規定は法第十六条第三項の認可について準用する。この場合において、第一条の三、第二条、第四条、第六条及び第七条中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第二条第一項中「法第十条第四項の執行の協議又は認可」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項の執行の協議又は認可」と、同条第二項中「法第十条第四項第六号」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第六号」と、同条第三項中「法第十条第五項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第五項」と、「公共団体」とあるのは「都道府県以外の公共団体」と、同項第九号及び第六条第二項第五号中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と、第二条第四項、第四条から第六条まで中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三条中「法第十条第六項ただし書」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第六項ただし書」と、同条第一号中「法第十条第四	（承継の協議又は承認の申請） **第六条**　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 一～六　（略） （新設） 3～6　（略） （国定公園事業に関する規定の準用） **第九条**　第一条の三及び第二条の規定は、法第十六条第二項の協議及び同条第三項の認可について、第三条から第五条まで、第六条第三項及び第四項並びに第七条の規定は法第十六条第二項の協議をした者について、第三条から第七条までの規定は法第十六条第三項の認可を受けた者について、前条の規定は法第十六条第三項の認可について準用する。この場合において、第一条の三、第二条、第四条、第六条及び第七条中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第二条第一項中「法第十条第四項の執行の協議又は認可」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項の執行の協議又は認可」と、第二条第二項中「法第十条第四項第六号」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第六号」と、同条第三項中「法第十条第五項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第五項」と、「公共団体」とあるのは「都道府県以外の公共団体」と、同項第九号及び第六条第二項第五号中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と、第二条第四項、第四条から第六条まで中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三条第一項中「法第十条第六項ただし書」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第六項ただし書」と、同項第一号中「法第

項第一号又は第五号」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第一号又は第五号」と、第四条第一項中「法第十六条第四項において準用する法第十条第七項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する同条第七項」と、同条第二項中「法第十条第八項において準用する同条第五項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第八項において準用する同条第五項」と、同条第三項中「法第十条第六項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第六項」と、第五条中「法第十条第九項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第九項」と、第六条第一項中「法第十二条第一項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十二条第一項」と、同条第三項中「法第十二条第二項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十二条第二項」と、同条第五項中「法第十二条第三項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する十二条第三項」と、第七条第一項中「法第十三条」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十三条」と、第八条第一項中「法第十四条第二項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十四条第二項」と読み替えるものとする。

（国定公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第九条の十一　第九条の六の規定は、法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の四第一項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第九条の六第四号中「第三条各号に掲げる変更」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（ただし、同号に掲げる事項の変更にあつては、令第一条第三号に掲げる宿舎に関する国定公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）及び第九条において準用する第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（ただし、第一号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）」と、同条第六号中「法第十六条の三第四項各号」とあるのは「法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第四項各号」と読み替えるものとする。

（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内における行為の許可申請書）

第十条　（略）

２・３　（略）

４　申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（法の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一～四　（略）

５　（略）

十条第四項第一号又は第五号」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第一号又は第五号」と、第四条第一項中「法第十六条第四項において準用する法第十条第七項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する同条第七項」と、同条第二項中「法第十条第八項において準用する同条第五項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第八項において準用する同条第五項」と、同条第三項中「法第十条第六項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第六項」と、第五条中「法第十条第九項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第九項」と、第六条第一項中「法第十二条第一項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十二条第一項」と、同条第三項中「法第十二条第二項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十二条第二項」と、同条第五項中「法第十二条第三項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する十二条第三項」と、第七条第一項中「法第十三条」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十三条」と、第八条第一項中「法第十四条第二項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十四条第二項」と読み替えるものとする。

（国定公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第九条の十一　第九条の六の規定は、法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の四第一項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第九条の六第四号中「法第十条第二項若しくは第六項の協議、同条第三項若しくは第六項の認可又は同条第九項」とあるのは「法第十六条第二項若しくは第十六条第四項において準用する法第十条第六項の協議、法第十六条第三項若しくは第十六条第四項において準用する法第十条第六項の認可又は法第十六条第四項において準用する法第十条第九項」と、「法第十条第四項第五号に掲げる事項の変更並びに第三条第二号」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第五号に掲げる事項の変更並びに第九条において準用する第三条第二号」と、同条第六号中「法第十六条の三第四項各号」とあるのは「法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第四項各号」と読み替えるものとする。

（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内における行為の許可申請書）

第十条　（略）

２・３　（略）

４　申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（法の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一～四　（略）

５　（略）

（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準）

第十一条　（略）

2～28　（略）

29　法第二十条第三項第十六号及び第十七号に掲げる行為並びに法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第十六号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　（略）

ロ　野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二　（略）

（許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為）

第十一条の三　法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　国定公園の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げられている湿地の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定湿地」という。）又は世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域若しくは同条約第二条に規定する自然遺産の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定世界遺産区域」という。）内において行われる次に掲げる行為

イ　（略）

ロ　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、漁港及び漁場等の整備に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十二条第六号の二において同じ。）又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設の新築

ハ～ホ　（略）

二・三　（略）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十二条　法第二十条第九項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～七　（略）

七の二　漁港及び漁場等の整備に関する法律第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準）

第十一条　（略）

2～28　（略）

29　法第二十条第三項第十六号及び第十七号に掲げる行為並びに法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第十六号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　（略）

ロ　野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二　（略）

（許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為）

第十一条の三　法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　国定公園の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げられている湿地の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定湿地」という。）又は世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域若しくは同条約第二条に規定する自然遺産の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定世界遺産区域」という。）内において行われる次に掲げる行為

イ　（略）

ロ　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十二条第六号の二において同じ。）又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設の新築

ハ～ホ　（略）

二・三　（略）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十二条　法第二十条第九項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～七　（略）

七の二　漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

八～十の七　（略）

十の八　既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十の九　（略）

十の十　変圧器その他の電柱に付帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十の十一・十の十二　（略）

十の十三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除若しくは当該防除に係る調査又は保安の目的で、カメラを設置すること。

十の十四　（略）

十の十五　国立公園にあつては環境省、国定公園にあつては都道府県が、公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

十一～二十二の五　（略）

二十二の六　漁港及び漁場等の整備に関する法律第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

二十二の七～二十二の十一　（略）

二十三　地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること（正当な理由がなくて行う場合を除く。）。

二十四・二十五　（略）

二十六　森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二　漁港及び漁場等の整備に関する法律第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

二十六の二の二　特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の三～二十九の三十六　（略）

二十九の三十七　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十・三十一　（略）

八～十の七　（略）

十の八　既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十の九　（略）

十の十　変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十の十一・十の十二　（略）

十の十三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条及び第十三条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

十の十四　（略）

十の十五　国立公園にあつては環境省、国定公園にあつては都道府県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

十一～二十二の五　（略）

二十二の六　漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

二十二の七～二十二の十一　（略）

二十三　地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

二十四・二十五　（略）

二十六　森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二　漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

二十六の二の二　特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の三～二十九の三十六　（略）

二十九の三十七　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十・三十一　（略）

（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条　法第二十一条第八項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第十二条第六号の三、第九号、第十号の四、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定によるものに限る。）、第二十六号、第二十七号の二の四、第二十七号の八から第二十七号の十まで、第二十七号の十二、第二十九号から第二十九号の十二まで、第二十九号の十四から第二十九号の十八まで、第二十九号の二十九又は第二十九号の三十一に掲げる行為

二～三十六　（略）

（海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条の三　法第二十二条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

十五　漁港及び漁場等の整備に関する法律第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六　漁港及び漁場等の整備に関する法律第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七～二十八　（略）

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第十五条の六　（略）

2　（略）

3　法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二・三　（略）

4　（略）

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第八号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）、第二十二号及び第二十五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～九　（略）

十　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)～(4)　（略）

(5)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで、第十号から第十号の三まで、第十号の五から第十号の十一まで、第十号の十三及び第十号の十四に掲げる行為

ロ～ヘ　（略）

（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条　法第二十一条第八項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第六号の三、第九号、第十号の四、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定によるものに限る。）、第二十六号、第二十七号の二の四、第二十七号の八から第二十七号の十まで、第二十七号の十二、第二十九号から第二十九号の十二まで、第二十九号の十四から第二十九号の十八まで、第二十九号の二十九又は第二十九号の三十一に掲げる行為

二～三十六　（略）

（海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条の三　法第二十二条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

十五　漁港漁場整備法第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六　漁港漁場整備法第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七～二十八　（略）

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第十五条の六　（略）

2　（略）

3　法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二・三　（略）

4　（略）

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第八号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）、第二十二号及び第二十五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～九　（略）

十　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)～(4)　（略）

(5)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで、第十号から第十号の四まで及び第十号の六に掲げる行為

ロ～ヘ　（略）

十一～二十六　（略）	十一～二十六　（略）
二十七　法第六十七条第三項に規定する権限	二十七　法第六十七条第三項に規定する権限（第一号ロからホまでに掲げる行為に係るものに限る。）
二十八　法第六十八条第一項（第九号イからチまで、第十号イからヘまで、第十一号イからハまで及び第十二号に掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限	二十八　法第六十八条第一項（第九号イからチまで、第十号イからヘまで及び第十一号イからハまでに掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限
二十八の二　第六条第二項第七号に規定する権限	（新設）
二十九　第十条第五項に規定する権限	二十九　第十条第四項に規定する権限
三十　第十二条第二十七号の二の四、第二十七号の九、第二十九号の三十一及び第三十号に規定する権限	三十　第十二条第二十七号の二の四、第二十七号の九、第二十九号の三十一又は第三十号に規定する権限
三十一・三十二　（略）	三十一・三十二　（略）
三十三　第十五条第一号（第十二条第二十九号の三十一に係る部分に限る。）及び第十六号に規定する権限	三十三　第十五条第一号（第十二条第二十九号の三十一に係る部分に限る。）又は第十六号に規定する権限

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に環境大臣が自然公園法の規定によりした許可その他の処分又は通知その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に同法の規定により環境大臣に対してした申請その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

○環境省令第十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）及び関係法令を実施するため、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

令和六年四月一日

環境大臣　伊藤**信**太郎

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

一　自然公園法第十七条第一項及び第二項、第三十条第一項、第三十五条第二項、第三十七条第二項、第四十二条の七第一項並びに第六十二条第一項

二　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十六条第一項

三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十八条第八項

四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十三条の九第一項、第十五条の十三第一項、第十九条第二項及び第二十四条の三第一項

五　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十二条第一項

六　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二十条第二項

七　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十八条第一項（同法第三十条又は第三十五条の七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十五条の六第一項

八　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の十八第一項

九　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百四十一条第一項

十　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四十四条第一項から第三項まで（環境大臣の権限によるものに限る。）

十一　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項（環境大臣の権限によるものに限る。）

十二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十九条第一項（環境大臣の権限によるものに限る。）、第二十七条第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十八条の二第一項、第四十八条の十一第一項及び第五十条第一項

十三　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第十八条第一項

十四　南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第二十二条第一項及び第二十六条第一項

十五　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の三十五第一項

十六　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十七条第四項及び第三十四条第一項

十七　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二十五条第一項（同法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）

十八　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五十四条第一項、第五項及び第六項

十九　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第三項、第三十一条第一項、第七十五条第二項及び第三項並びに第七十七条第一項

二十　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十九条第一項

二十一　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第十五条第一項及び第二十七条第一項

二十二　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十八条第四項、第二十七条第三項及び第五十条第一項から第四項まで

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の廃止）

第二条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年総理府令第九十九号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（自然公園法施行規則の一部改正）

第四条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、国の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第四第１面中「環境大臣（都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第五条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第十一表面中「環境大臣」を削る。

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第六条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第八表面中「環境大臣」を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三十に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第三十三号表面中「環境省（都道府県）」を「都道府県（都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

様式第三十六号表面中「環境省（都道府県・市町村）」を「都道府県（都道府県・市町村）」に、「環境大臣（都道府県知事・市町村長）」を「都道府県知事・市町村長」に改める。

（悪臭防止法施行規則の一部改正）

第八条　悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　法第二十条第一項の規定による立入検査に係る同条第三項の証明書の様式は、様式第十三号のとおりとする。

様式第十四号を削る。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第九条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第三十条中「法第二十九条第二項（法第三十五条の六第二項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「様式第二又は様式第三」を「別記様式」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、国の職員が実地調査のための立入り等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第一及び様式第二を削る。

様式第三中「様式第三（第三十条関係）」を「別記様式（第三十条関係）」に、「環境大臣（地方公共団体の長）」を「地方公共団体の長」に改め、同様式を別記様式とする。

（環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正）

第十条　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　削除

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　削除

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

様式第三を次のように改める。

様式第三　削除

様式第五から様式第十までを削る。

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十二条　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第十一表面中「環境大臣」を削る。

（南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　監督（第三十二条）」を「第四章　削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章　削除

第三十二条　削除

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

様式第四を次のように改める。

様式第四　削除

様式第六を削る。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の十一及び別記様式を削る。

（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、国の行政機関の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第八表面中「環境大臣」を削る。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十六条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第九号表面中「環境省（都道府県）」を「都道府県（都道府県知事）」に、「環境大臣（都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

第十七条　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「及び第六項」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第十三表面中「環境大臣（地方環境事務所長）」を削る。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「及び法第七十七条第二項」、「それぞれ」及び「及び様式第二十二」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第二十一表面中「環境大臣（都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

様式第二十二を削る。

（土壌汚染対策法施行規則の一部改正）

第十九条　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七十九条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第三十二表面中「環境大臣（地方環境事務所長）」を削る。

（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部改正）

第二十条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

別記様式を削る。

（廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令の一部改正）

第二十一条　廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条及び様式第九号を削る。

（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部改正）

第二十二条　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十三条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則（平成二十二年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第七条を削る。

様式第一及び様式第二を削る。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十四条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第六十四条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第四号を次のように改める。

様式第四号　削除

様式第五号を次のように改める。

様式第五号　削除

「環境省
様式第十一号表面中　（都道府県　を「都道府県
・市町村）」　・市町村」に、「環境大臣（都道府県知事・市町村長）」を「都道府県知事・市町村長」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二十五条　動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令（令和三年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

別記様式を削る。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

○環境省令第十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び関係法令を実施するため、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

環境大臣　伊藤信太郎

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五号中「第十九条第一項」の下に「（同法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九号中「同法第二十四条の二第三項において準用する場合及び」を削り、「。）」の下に「、第二十四条の二第三項」を加える。

第十六号中「第二十五条第一項」の下に「（同法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―四―三〇

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1～114　（略） 115　次に掲げる規則は、廃止する。 規則九―一四九 規則九―一五〇 （令和六年四月一日施行）	1～114　（略） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―二―七三

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公安職俸給表㈡の適用範囲） **第五条**　公安職俸給表㈡は、次に掲げる職員に適用する。 一　（略）	（公安職俸給表㈡の適用範囲） **第五条**　公安職俸給表㈡は、次に掲げる職員に適用する。 一　（略）

二　少年院又は少年鑑別所に勤務する者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)～(3)　（略）

三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―六―九二

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一　適用区分表（第一条第一項―第三項関係）

改正後			
勤務箇所	職員	調整数	
一　会計検査院、人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	一　サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	（略）	
一の二～二　（略）	（略）	（略）	
三　区検察庁	一　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）附則第二条の規定に基づき検察官の事務を取り扱うことを命ぜられた検察事務官（人事院の定める者に限る。）	（略）	
四～二十二　（略）	（略）	（略）	

改正前			
勤務箇所	職員	調整数	
一　人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	一　サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	（略）	
一の二～二　（略）	（略）	（略）	
二の二　婦人補導院	(1)　医師	四	
	(2)　看護師	一	
三　区検察庁	一　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第三十六条の規定に基づき検察官の事務を取り扱うことを命ぜられた検察事務官（人事院の定める者に限る。）	（略）	
四～二十二　（略）	（略）	（略）	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―六別表第一第三号の規定は、令和五年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七〇

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前

別表第一（第一条関係）

一～七　（略）

八　個人情報保護委員会

組織	官職	区分
事務局	審議官	一種
	課長	
（略）		（略）

九～十六　（略）

十七　法務省

組織	官職	区分
（略）		（略）
法務総合研究所	部長	二種
	課長	
	首席研究調査官	四種
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	
（略）		（略）

十八～二十　（略）

二十一　公安調査庁

組織	官職	区分
（略）		（略）
公安調査局	部長	二種

別表第一（第一条関係）

一～七　（略）

八　個人情報保護委員会

組織	官職	区分
事務局	次長	一種
	課長	
（略）		（略）

九～十六　（略）

十七　法務省

組織	官職	区分
（略）		（略）
婦人補導院	院長	三種
	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種
法務総合研究所	部長	二種
	課長	
	首席研究調査官	四種
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	
（略）		（略）

十八～二十　（略）

二十一　公安調査庁

組織	官職	区分
（略）		（略）
公安調査局	部長	二種

		部次長
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

二十二～三十二　（略）

三十三　経済産業省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
電力・ガス取引監視等委員会事務局	（略）	（略）
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	統括ネットワーク事業管理官（人事院の定めるものに限る。）	
（略）	（略）	（略）

三十四～四十四　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一〇九

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（移動通信等作業手当）	（移動通信等作業手当）
第二十一条　（略）	**第二十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業に従事した場合の第一項の手当の額は、当該作業に従事した日一日につき、前項に定める手当の額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、同一の日において、当該作業のいずれにも従事した場合にあつては、同項に定める手当の額に当該各号に定める額の合計額を加算した額を第一項の手当の額とする。	3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業に従事した場合の第一項の手当の額は、当該作業に従事した日一日につき、前項に定める手当の額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、同一の日において、当該作業のいずれにも従事した場合にあつては、同項に定める手当の額に当該各号に定める額の合計額を加算した額を第一項の手当の額とする。
一　（略）	一　（略）
二　第一項第一号の作業のうち、著しく危険であると人事院が認めるもの　前項に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額	二　第一項第一号の作業のうち、著しく危険であると人事院が認めるもの　前項に定める額の百分の百に相当する額

		（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

二十二～三十二　（略）

三十三　経済産業省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
電力・ガス取引監視等委員会事務局	（略）	（略）
	（新設）	二種
	統括ネットワーク事業管理官（人事院の定めるものに限る。）	
（略）	（略）	（略）

三十四～四十四　（略）

（航空管制手当）

第二十三条　航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一　（略）

二　新千歳空港事務所、函館空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）

三　前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四～九　（略）

２　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	勤務官署	手当額
（略）	（略）	（略）
前項第二号の業務	（略）	（略）
	新千歳空港事務所、中部空港事務所、福岡空港事務所又は那覇空港事務所	七百七十円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

３　（略）

（夜間特殊業務手当）

第二十三条の二　夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。

一～五　（略）

六　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は少年鑑別所に所属する職員　警備若しくは保安又は被収容者の戒護等の業務

七～十四　（略）

２　（略）

（航空管制手当）

第二十三条　航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一　（略）

二　函館空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）

三　前号の空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四～九　（略）

２　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	勤務官署	手当額
（略）	（略）	（略）
前項第二号の業務	（略）	（略）
	中部空港事務所、福岡空港事務所又は那覇空港事務所	七百七十円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

３　（略）

（夜間特殊業務手当）

第二十三条の二　夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。

一～五　（略）

六　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院に所属する職員　警備若しくは保安又は被収容者の戒護等の業務

七～十四　（略）

２　（略）

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二　刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　（略）

二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

(1)・(2)　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（犯則取締等手当）

第二十八条の五　犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　（略）

一の二　警察庁関東管区警察局に所属する職員のうち人事院の定める職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関して、被疑者等の住居又は事務所等において刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づく次に掲げる業務に従事したとき

(1)　逮捕

(2)　差押え又は捜索（身体の拘束を受けていない被疑者等がその場に居合わせた場合に限る。）

二・二の二　（略）

三　検察庁に所属する検察事務官が刑事訴訟法の規定に基づく逮捕若しくは収容、差押え又は捜索の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したとき。

四～十二　（略）

2・3　（略）

（小笠原業務手当）

第三十一条　小笠原業務手当は、令和十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島（孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属する職員が、当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事したときに支給する。

2・3　（略）

（併給禁止）

第三十二条　（略）

2　次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当	爆発物取扱等作業手当 狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二　刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　（略）

二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

(1)・(2)　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（犯則取締等手当）

第二十八条の五　犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　（略）

（新設）

二・二の二　（略）

三　検察庁に所属する検察事務官が刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づく逮捕若しくは収容、差押え又は捜索の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したとき。

四～十二　（略）

2・3　（略）

（小笠原業務手当）

第三十一条　小笠原業務手当は、平成三十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島（孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属する職員が、当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事したときに支給する。

2・3　（略）

（併給禁止）

第三十二条　（略）

2　次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当	爆発物取扱等作業手当 狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）

犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）	犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。以下この表において同じ。）
（略）	（略）
道路上作業手当 山上等作業手当（第二十条第一項第二号の作業に係るものに限る。） 移動通信等作業手当（第二十一条第一項第一号の作業に係るものに限る。次項において同じ。） 夜間特殊業務手当	道路上作業手当 山上等作業手当（第二十条第一項第二号の作業に係るものに限る。） 移動通信等作業手当（第二十一条第一項第一号の作業に係るものに限る。） 夜間特殊業務手当
犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第十二号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。）	道路上作業手当

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四三

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務） **第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～七　（略） 八　水産庁資源管理部の特定水産資源（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。）の漁獲の指導及び監督に関する業務であって、人事院が定めるもの 九～十五　（略）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務） **第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～七　（略） 八　水産庁資源管理部国際課の業務であって、人事院が定めるもの 九～十五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。